

参 考 例 目 次

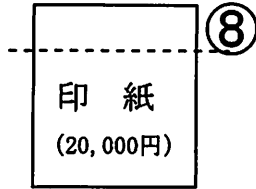
フ ァ イ ル 名		ファイル 番号
1	□ 受付事務	
	1 ■ 訴状	0101
	2 ■ 独立当事者参加申出書	0102
	3 ■ 手形判決に対する異議申立書	0103
	4 ■ 督促異議申立書	0104
	5 ■ 督促異議申立却下決定	0105
	6 ■ 手数料早見表	0106
	7 ■ 手数料計算式	0107
	8 ■ 事件簿の記載例	0108
	9 ■ 事件簿予備欄の記載例	0109
2	□ 第1回口頭弁論期日までの事務	
	1 ■ 予納郵便切手管理袋の記載例	0201
	2 ■ 印紙集計シート	0202
	3 ■ 補正命令	0203
	4 ■ 訴状却下命令	0204
	5 ■ 手数料還付申立書	0205
	6 ■ 手数料還付申立書(再使用証明)	0206
	7 ■ 収入印紙再使用申出書	0207
	8 ■ 手数料還付決定(手数料が過大に納められた場合:民訴費法9 I)	0208
	9 ■ 手数料還付決定(訴状却下や取下げ等の場合:民訴費法9Ⅲ各 号)	0209
	10 ■ 手数料還付決定(再使用)	0210
	11 ■ 再使用証明書	0211
	12 ■ 手数料還付請求書	0212
	13 ■ 訴訟救助付与申立書	0213
	14 ■ 訴訟救助付与決定	0214
	15 ■ 訴訟救助申立却下決定	0215
	16 ■ 訴訟進行に関する照会書	0216
	17 ■ 第1回口頭弁論期日呼出状・答弁書催告書	0217
	18 ■ 簡易呼出表	0218
	19 ■ 期日請書	0219

3	☐ 第1回口頭弁論期日	
4	☐ 期日間における事務	
5	☐ 争点整理段階の期日	
1	■ 準備的口頭弁論調書	0501
2	■ 弁論準備手続調書(電話会議の場合)	0502
3	■ 弁論準備手続調書(テレビ会議の場合)	0503
4	■ 弁論準備手続に付する旨及び準備書面の提出期間を定める旨の決定書	0504
5	■ 協議結果の調書化の例(書面による準備手続)	0505
6	☐ 証拠調べ	
1	■ 証人採用決定	0601
2	■ 証人呼出状	0602
3	■ 証人勾引状	0603
4	■ 勾引状執行指揮依頼書	0604
5	■ 借用方依頼状(所在尋問)	0605
6	■ 嘱託書(嘱託尋問)	0606
7	■ 嘱託書(鑑定嘱託)	0607
8	■ 嘱託書(調査嘱託)	0608
9	■ 嘱託書(文書送付嘱託)	0609
10	■ 推薦依頼状(鑑定)	0610
11	■ 採用決定書(鑑定)	0611
12	■ 宣誓の趣旨等を記載した書面(鑑定)	0612
13	■ 宣誓書(鑑定人用)	0613
14	■ 証拠調べ調書(所在尋問)	0614
15	■ 鑑定人調書(期日において宣誓する場合)	0615
16	■ 鑑定人調書(期日において追加の意見が出された場合)	0616
17	■ 検証調書(口頭弁論期日外検証の場合)	0617
18	■ 旅費日当請求書(証人旅費等)	0618
19	■ 鑑定料等請求書	0619
7	☐ 訴えの変更, 反訴, 多数当事者訴訟における事務	
1	■ 訴訟終了書	0701
8	☐ 訴訟手続の終了に伴う事務	
1	■ 和解調書正本の送達申請書	0801
2	■ 口頭による送達申請調書	0802

	3	■ 和解条項案提示書(受諾和解)	0803
	4	■ 受諾書(受諾和解)	0804
	5	■ 受諾和解の調書(受諾和解)	0805
	6	■ 和解条項告知書(裁定和解)	0806
	7	■ 裁定和解の調書(期日外の場合)	0807
	8	■ 移送決定書(申立)	0808
	9	■ 移送決定書(職権)	0809
	10	■ 回付書	0810
	11	■ 仮既済認定書	0811
	12	■ 郵券受領表	0812
9	□ 訴訟終了後の主な事務		
	1	■ 目録(記載例)	0901
	2	■ 記録送付書	0902
	3	■ 事件関係送付簿	0903
	4	■ 確定付記印	0904
	5	■ 単純執行文	0905
	6	■ 条件成就(事実到来)執行文	0906
	7	■ 承継執行文(債権者承継, 再度数通付与の場合)	0907
	8	■ 原本付記様式	0908
	9	■ 執行文付与の拒絶処分	0909
	10	■ 催告書(訴訟費用額確定手続)	0910
	11	■ 訴訟費用額確定処分	0911
	12	■ 訴訟費用額確定処分の更正処分	0912
10	□ その他の事務		
	1	□ 送達	
	1	■ 送達の主な流れ	10101
	2	■ 委任簿(書留郵便物受領証(特別送達用))	10102
	3	■ 公示送達実施処分・公示送達報告書	10103
	4	■ 郵便送達報告書(住所, 居所等用)	10104
	5	■ 郵便送達報告書(就業場所用)	10105
	6	■ 送達報告書(交付送達)	10106
	7	■ 郵便送達報告書補正依頼書	10107
	8	■ 就業場所送達の通知	10108

	9	■ 付郵便送達のお知らせ	10109
2	□	電話会議、テレビ会議の方法による手続の実施	
	1	■ 嘱託書(テレビ会議の嘱託)	10201
3	□	専門委員の関与	
	1	■ 関与決定(争点整理)(専門委員)	10301
	2	■ 関与決定(証拠調べ)(専門委員)	10302
	3	■ 関与決定(和解)(専門委員)	10303
4	□	計画審理	
	1	■ 審理計画を定めた場合の調書の記載例(一般)	10401
	2	■ 審理計画を定めた場合の調書の記載例(特定計画事項①)	10402
	3	■ 審理計画を定めた場合の調書の記載例(特定計画事項②)	10403
	4	■ 審理計画を定めた場合の調書の記載例(審理計画が変更された場合)	10404
	5	■ 審理計画の定め(期日外)	10405
5	□	特別代理人の選任	
	1	■ 特別代理人推薦依頼書	10501
	2	■ 特別代理人選任命令	10502
6	□	代理人許可申請(簡易裁判所の事務)	
7	□	通訳人の選任	
	1	■ 通訳人選任決定	10701
	2	■ 通訳料等支払請求書	10702
8	□	裁判官忌避	
9	□	付調停の事務	
	1	■ 付調停の決定書	10901
10	□	弁論再開の申立て	
11	□	期日指定の申立て	
12	□	抗告提起に伴う事務	
13	□	再審の事務	
14	□	担保取消手続	
	1	■ 権利行使催告書	11401
	2	■ 担保取消決定	11402
15	□	記録の閲覧・謄写に関する事務	
16	□	保管金に関する事務	
	1	■ 保管金受払票	11601

		2	■ 保管票の記載例	11602
		3	■ 保管金受入通知書	11603
		4	■ 歳入組入通知書	11604
	17	□ 民事保管物に関する事務		
		1	■ 仮出票	11701
		2	■ 仮出民事保管物送付簿	11702
		3	■ 民事保管物受払簿	11703
		4	■ 受領票	11704
		5	■ 返還書	11705
		6	■ 受領書	11706
	18	□ 国庫立替手続		
		1	■ 国庫立替計算票	11801
		2	■ 国庫立替請求書(訴訟救助・金銭で支払う場合)	11802
		3	■ 国庫立替請求書(迅速処理・郵便切手で支払う場合)	11803
		4	■ 債権発生通知	11804
		5	■ 訴訟救助の取消決定	11805
		6	■ 猶予費用の取立決定	11806
		7	■ 猶予費用の支払決定	11807
	19	□ 証拠保全		
		1	■ 証拠保全決定	11901
		2	■ 証拠保全却下決定	11902
		3	■ 検証調書(証拠保全)	11903
	20	□ 国内の裁判所間の共助事件		
	21	□ 少額訴訟手続		
		1	■ 通常手続への移行決定書(少額訴訟手続)	12101
		2	■ 通常手続移行の通知書(少額訴訟手続)	12102



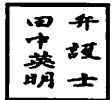
①
訴 状

平成17年4月18日

②

〇〇地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 田 中 英 明



③

〒000 - 0000 東京都文京区白山〇丁目〇番〇号

原 告 白 山 信 用 金 庫

同代表者代表理事 谷 口 和 博

〒000 - 0000 東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号

〇〇〇号室 (送達場所)

同訴訟代理人弁護士 田 中 英 明

電 話 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

〒000 - 0000 東京都文京区白山〇丁目〇番〇号

被 告 宮 本 幹 雄

⑥

貸金請求事件

訴訟物の価額 300万円

ちょう用印紙 2万円

⑧



貼用印紙	20,000円
郵 券	6,400円
備 考	印

④

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金300万円及びこれに対する平成12年4月1日から支払済みまで年15パーセントの割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

⑤

第2 請求の原因

- 1 原告は、被告に対し、平成9年4月1日、300万円を次の約定で貸し付けた(甲1)。
支払方法 平成9年4月から平成12年3月まで毎月末日限り当月分の利息(月利1分)を支払い、平成12年3月31日に元金を支払う。
損害金 年15パーセント(年365日の日割計算)
- 2 被告は、利息については約定どおりに支払ったものの、貸付金元金については弁済期を経過しても一向に支払おうとしない。
- 3 よって、原告は、被告に対し、貸付金元金300万円及びこれに対する平成12年4月1日から支払済みまで年15パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

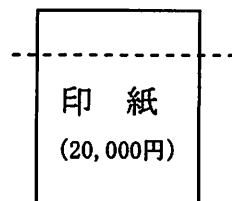
第3 紛争に至る経緯

- 1 被告は、原告に対し、平成9年4月1日、友人である前田智幸(以下「前田」という。)の事業資金に充てたいので、300万円を貸してくれと申し入れてきた。原告としては、前田に対しては、既に融資枠一杯の500万円を貸し付けており、これ以上貸し付けることはできないが、被告を借主とするのであれば、同人に融資残高はなく、従前の融資についても返済を滞らせたことは1度もなかったことから、これを了承することにした。
- 2 被告は、原告に対し、約定どおりに利息を支払ってきたが、元金の弁済期でもある平成12年3月31日の入金は当月分の利息のみで元金が入金がなかったため、同年4月2日、被告に問い合わせをしたところ、被告は、約定に反し、本件借入れは前田を借主とするもので、自分には責任がない旨を主張してきた。
- 3 原告としては、その後の交渉の過程で、被告が借主であるという線は譲れないものの、被告への融資金が実際には前田の事業に使われたという事情は理解でき、また、前記のとおり、被告は従前の融資について返済を滞らせたことは1度もなかったことから、被告に対し、2年程度の分割払とする借換えの方法による解決を提案した。しかるに、被告は、自分の借金ではないとの一点張りで、原告の提案を受け入れようとしなかった。
- 4 そこで、原告としては、やむを得ず、当初約定の履行を求めるべく、本訴を提起する次第である。

証 拠 方 法
甲 1 号証 金銭消費貸借契約証書

⑦ 附 属 書 類

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲 1 号証写し | 2通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |



①

独立当事者参加申出書

⑥

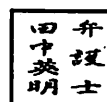
平成18年9月18日

⑦

〇〇地方裁判所民事部 御中

⑤

独立当事者参加人訴訟代理人弁護士 田 中 英 明



③

〒000 - 0000 東京都文京区白山〇丁目〇番〇号

独立当事者参加人 山 田 勇

〒000 - 0000 東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号

〇〇〇号室 (送達場所)

同訴訟代理人弁護士 田 中 英 明

電 話 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

ファックス 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

〒000 - 0000 東京都文京区白山〇丁目〇番〇号

原 告 増 沢 幸 雄

〒000 - 0000 東京都文京区白山〇丁目〇番〇号

被 告 宮 本 幹 雄

訴訟物の価額 300万円

ちょう用印紙 2万円



貼用印紙	20,000円
郵 券	6,400円
備 考	印

② ④**第1 参加の趣旨**

上記原告被告間の御庁平成18年(ワ)第123号損害賠償請求事件について、参加人は民事訴訟法第47条により当事者双方を相手方として訴訟に参加する。

④**第2 参加の理由**

- 1 原告は、交通事故による損害賠償を被告に求めているが、被告は、上記事故は参加人の一方的過失により生じたもので、その支払義務は、仮に被告に過失ありとするも、参加人にも過失があり、参加人にも損害賠償金について負担する義務があると主張している。
- 2 しかし、参加人は、上記事故につき全く無過失であるから支払義務はなく、又上記事故により原告には原告の主張するような損害はないので、本参加の申出をする。

④**第3 請求の趣旨**

- 1 参加人は、原告等に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後11時23分ころ、東京都〇〇区〇〇先路上において、被告運転の普通乗用自動車（登録番号、品川331ね〇〇〇〇）に衝突し、参加人運転の自動車に同乗していた原告が負傷した件につき、損害賠償債務の存在しないことを確認する。
- 2 参加人は、被告に対し、上記事故により被告が原告に対して負担する損害賠償債務に基づく被告に対する求償債務が存在しないことを確認する。
- 3 独立当事者参加による訴訟費用は、原告・被告の負担とする。
との判決を求める。

④**第4 請求の原因**

- 1 原告は請求の趣旨記載の事故によりこうむった傷害の症状が固定したとして300万円を被告に支払うよう請求している。
- 2 被告の責任は、道路中央線を超え右側進行した過失による民法709条の責任が存するというものである。
- 3 一方被告は、上記事故は被告には過失がなく、仮に被告に過失あるとしても、参加人にも過失が存すると主張する。
- 4 しかし、本件は、被告の一方的過失に基づくものであり、参加人が本件事故による損害賠償債務を原告に対して負担する理由はないので、仮に、被告敗訴の場合にも、参加人は、被告から求償される義務は存在しない。
- 5 しかし、本件訴訟において、原告被告間でその損害額、過失割合について参加人に不当に不利益に認定される危険があるので、参加の上請求の趣旨記載の判決を求める。

証 拠 方 法			
丙 1 号証	交通事故証明書		
	附 属 書 類		
1	参加申出書副本	2	通
2	丙 1 号証写し	3	通
3	訴訟委任状	1	通

平成〇〇年（手ワ）第〇〇号

手 形 判 決 に 対 す る 異 議 申 立 書

原	告	○	○	○	○
被	告	○	○	○	○

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

平成 1 7 年 8 月 4 日

被 告 ○ ○ ○ ○ 印

本件手形訴訟について、平成〇〇年〇月〇日に言い渡された手形判決には不服があるので、異議を申し立てます。

事件番号 平成 年 (ロ) 第 号

督促異議申立書

本件支払督促に対して督促異議の申立てをします。

① 作成日	平成 年 月 日	この書面を書いた日です。			
② 氏 名	印		法人の場合、商号・代表者の肩書き、氏名を記載してください。認め印で可。		
③ 住 所	〒 -				
④ 電話番号	自 宅		携 帯		
	勤務先		その他		
⑤ 送達場所	裁判所から書類を送るときは、 ☐ ア. 上記③記載の住所に私に宛てて、送ってください。 ☐ イ. 次の場所に <table border="0"> <tr> <td> ☐ 勤め先 ☐ 入院先 ☐ 実 家 ☐ その他 </td> <td> 名 称： 所在地： </td> </tr> </table> (方) ☐ ウ. イの場合、次の者に宛てて、送ってください。 ☐ 私 ☐ 氏名 (関係：) イ. の届出場所が勤め先やアパートである場合は勤め先名、アパート名や棟数・室番号まで書いてください。 ウ. で受取人の届出をする場合は、必ずその人の了解を取ってください。			☐ 勤め先 ☐ 入院先 ☐ 実 家 ☐ その他	名 称： 所在地：
☐ 勤め先 ☐ 入院先 ☐ 実 家 ☐ その他	名 称： 所在地：				

⑥ (異議の理由等)

支払督促に記載された内容・請求金額については

- ☐ 間違いありません。
- ☐ 間違いありませんが言い分があります。
- ☐ 間違いがあります。

--

※ 間違い・あなたの言い分を具体的に記入してください。記入しきれないときは裏面に記入してください。

※ ここに記入しても口頭弁論期日に裁判所の法廷に来ないと申立人の言い分どおりの判決が出ることもあります。

⑦ (和解希望の有無)

訴訟で分割支払など支払について話し合いをすることを、

- ☐ 希望します。(支払可能な月額 円)
- ☐ 希望しません。

____ 簡易裁判所 御中

却 下 決 定

債権者 鈴 木 花 子

債務者 佐 藤 一 郎

上記当事者間の平成17年（ロ）第99号事件について、債務者から平成17年8月1日督促異議の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件督促異議の申立てを却下する。

理 由

本件督促異議の申立ては、仮執行の宣言を付した支払督促の送達を受けた日から2週間の不変期間を経過してなされた不適法なものであるから、民事訴訟法393条、394条1項により主文のとおり決定する。

平成17年8月4日

〇〇簡易裁判所

裁 判 官 山 川 三 郎 印

(単位:円)

手数料 訴額等	訴えの 提起	支払督促の 申立て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の 申立て	控訴の 提起	上告の 提起
10万まで	1,000	500	400	500	1,500	2,000
20万	2,000	1,000	800	1,000	3,000	4,000
30万	3,000	1,500	1,200	1,500	4,500	6,000
40万	4,000	2,000	1,600	2,000	6,000	8,000
50万	5,000	2,500	2,000	2,500	7,500	10,000
60万	6,000	3,000	2,400	3,000	9,000	12,000
70万	7,000	3,500	2,800	3,500	10,500	14,000
80万	8,000	4,000	3,200	4,000	12,000	16,000
90万	9,000	4,500	3,600	4,500	13,500	18,000
100万	10,000	5,000	4,000	5,000	15,000	20,000
120万	11,000	5,500	4,400	5,500	16,500	22,000
140万	12,000	6,000	4,800	6,000	18,000	24,000
160万	13,000	6,500	5,200	6,500	19,500	26,000
180万	14,000	7,000	5,600	7,000	21,000	28,000
200万	15,000	7,500	6,000	7,500	22,500	30,000
220万	16,000	8,000	6,400	8,000	24,000	32,000
240万	17,000	8,500	6,800	8,500	25,500	34,000
260万	18,000	9,000	7,200	9,000	27,000	36,000
280万	19,000	9,500	7,600	9,500	28,500	38,000
300万	20,000	10,000	8,000	10,000	30,000	40,000
320万	21,000	10,500	8,400	10,500	31,500	42,000
340万	22,000	11,000	8,800	11,000	33,000	44,000
360万	23,000	11,500	9,200	11,500	34,500	46,000
380万	24,000	12,000	9,600	12,000	36,000	48,000
400万	25,000	12,500	10,000	12,500	37,500	50,000
420万	26,000	13,000	10,400	13,000	39,000	52,000
440万	27,000	13,500	10,800	13,500	40,500	54,000
460万	28,000	14,000	11,200	14,000	42,000	56,000
480万	29,000	14,500	11,600	14,500	43,500	58,000
500万	30,000	15,000	12,000	15,000	45,000	60,000
550万	32,000	16,000	12,800	16,000	48,000	64,000
600万	34,000	17,000	13,600	17,000	51,000	68,000
650万	36,000	18,000	14,400	18,000	54,000	72,000
700万	38,000	19,000	15,200	19,000	57,000	76,000
750万	40,000	20,000	16,000	20,000	60,000	80,000
800万	42,000	21,000	16,800	21,000	63,000	84,000
850万	44,000	22,000	17,600	22,000	66,000	88,000
900万	46,000	23,000	18,400	23,000	69,000	92,000
950万	48,000	24,000	19,200	24,000	72,000	96,000
1,000万	50,000	25,000	20,000	25,000	75,000	100,000

【手数料計算式】

区 分	手 数 料 額 (円)		
	訴 え	調 停	借地非訟
x 万円 $\leq$ 100万円	100x	50x	40x
100万円 $<$ x万円 $\leq$ 500万円	50x+ 5,000	25x+ 2,500	20x+ 2,000
500万円 $<$ x万円 $\leq$ 1000万円	40x+ 10,000	20x+ 5,000	16x+ 4,000
1000万円 $<$ x万円 $\leq$ 10億円	30x+ 20,000	12x+ 13,000	12x+ 8,000
10億円 $<$ x万円 $\leq$ 50億円	20x+1,020,000	8x+ 413,000	8x+ 408,000
50億円 $<$ x万円	10x+6,020,000	4x+2,413,000	4x+2,408,000

(平成16年1月1日から適用)

[上記の表における「x」の定め方]

各手数料額の算出の基礎となる訴額、調停を求める事項の価額又は借地権の目的である土地の価額（増改築許可申立てにあつては、その価額の10分の3の額）について、下記の「訴額等」に対応する「切り上げ単位」のとおり各端数を切り上げた上、切り上げ後の額を1万で除して得た数値をxとする。

訴 額 等	切り上げ単位
100万円以下のとき	10万円単位
100万円を超え500万円までのとき	20万円単位
500万円を超え1,000万円までのとき	50万円単位
1,000万円を超え10億円までのとき	100万円単位
10億円を超え50億円までのとき	500万円単位
50億円を超えるとき	1,000万円単位

(具体例)

訴額が617万2,587円のときは、切り上げ後の額が650万円となるから、Xは650となる。これを上記の計算式に当てはめると、手数料は、 $40 \times 650 + 10,000 = 3$ 万6,000円であることが分かる。

平成 17 年 (7)

民事・行政第一審事件簿

事 件 番 号		3 4 5	
受 付	受付 区分	1 . 9	移
原 告		白 山 信 用 金 庫	
被 告		宮 本 幹 雄	
事 件 名		貸 金	
訴訟の目的の価額		3, 000, 000 円	
ちょう用印紙額		20, 000円	
関 連 事 件		当庁 ()	基 反 異
終 局		17 . 5 . 7	
結 果		和 解	
控訴提起・異議申立て		控 異	原 被 . . .
控 訴 提 起	事 件 番 号	()	
	終 局 結 果	. . . 事件送付 却下決定 取下げ	
記 録 送 付		冊 . . .	
控 訴 審	終 局 結 果	. . .	
	上告提起・ 受理申立て	終 局 結 果	提 . . . 受 . . .
	上 告 審	終 局 結 果	上告 . . . 受理 . . .
上訴審から記録返還		冊 . . .	
保 存	完 結		17 . 5 . 7
	終 期		22 . 5 . 6
	記 録 廃 棄		. . .
備 考			
担 当 部	(添付郵便切手) 受 領 印	70	(6, 400円) 印

平成 17 年(7)予備欄

事 件 番 号	当 事 者 区 別	氏 名 又 は 名 称	終 局 結 果	備 考
1 2 3 4	被 告	甲 野 太 郎	1 7 ・ 5 ・ 1 ----- 原告勝訴	
1 2 3 4	被 告	乙 野 次 郎	1 7 ・ 5 ・ 1 ----- 原告勝訴	
1 2 3 4	被 告	丙 野 三 郎	1 7 ・ 5 ・ 1 ----- 原告勝訴	
1 2 3 4	被 告	丁 野 四 郎	1 7 ・ 5 ・ 1 ----- 原告勝訴	

- ※ 1 民事通常事件簿等の当事者欄に「甲野太郎ほか3名予備欄〇〇ページ」と記入した上で、この予備欄に記入する。
- ※ 2 民事通常事件簿等に「甲野太郎ほか」とあっても、予備欄は甲野太郎についても記入することに注意する。
- ※ 3 事件が終了したときは、終局結果欄の記入を失念しないよう注意する。

予納郵便切手管理袋の記載例

- (目次) ① 一般的な記載例
 ② 追納があった場合の記載例
 ③～⑤ 予納者へ返還する場合の記載例
 ⑥～⑨ 訟廷管理官又は他の部へ引き継ぐ場合の記載例
 ⑩ 嘱託先から返送された残余郵券の受入れの記載例
 ⑪ 事件簿を備え付けている部又は簡易裁判所における受入れの記載例
 ⑫ 管理職員(主任書記官等)が1人しかいない庁(簡易裁判所等)の場合の記載例

① 一般的な記載例 (返還の際、係書記官が当事者に交付した場合)

予納郵便切手管理袋					
事 件 番 号		予 納 者	原告代理人		
平成 18 年(ワ)第 135 号					
年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・10・3	引 継	6400			
"	受 領			6400	係
18・10・13	訴状副本等		1050	5350	係
18・11・14	判決正本		1050	4300	係
18・12・6	返 還		4300	0	係
		主			当 ※

※ 当事者等から受領書の提出を受ける場合は、当事者等の受領印は不要である。

注 1 斜体は主任書記官の記載部分

注 2 押印の記号は次のとおり

- (主) 主任書記官 (係) 係書記官 (係) 係書記官 (主任書記官補助者)
 (当) 当事者等 (管) 訟廷管理官 (又は補助者)

② 部に直接追納があった場合

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・10・11	証人呼出状		1050	950	係
18・10・13	予 納	4000			
〃	受 領			4950	係

③ 交付して返還した場合（主任書記官本人が当事者に交付した場合）

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・11・14	判決正本		1050	4300	係
18・12・6	返 還		4300	0	主
		主			当 ※

※ 当事者等から受領書の提出を受ける場合は、当事者等の受領印は不要である。

④ 郵送して返還した場合

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・11・14	判決正本		1050	4300	係
18・12・6	返 還（80円）		4300	0	係
		主			

⑤ 他の書類に同封して返還した場合

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・11・14	判決正本		1050	4300	係
〃	返 還（同封）		4300	0	係
		主			

⑥ 上訴の提起に伴い提出された郵券を訟廷管理官に引き継いだ場合
(係書記官が補助者として引き継いだ場合)

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・12・1	引 継	8850			
"	受 領			8850	係
18・12・6	引 継 (上訴)		8850	0	係
		主			管

⑦ 残額が少額のため訟廷管理官に引き継いだ場合 (係書記官が補助者として引き継いだ場合)

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・12・6	引 継 (少額)		50	0	係
		主			管

⑧ 転居先不明等の理由により返送され、返還不能として訟廷管理官に引き継いだ場合
(係書記官が補助者として引き継いだ場合)

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・11・14	返 還 (80円)		1580	0	係
		主			
18・11・16	返 送	1500			
18・12・6	引 継 (返還不能)		1500	0	係
		主			管

⑨ 配てん換えにより他部に郵券を引き継いだ場合
(係書記官が補助者として引き継いだ場合)

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・11・14	引継(民事○部へ配てん換え)		1500	0	係
		主			
18・11・14	引 継	1500			
"	受 領			1500	係

⑩ 嘱託先から返送された残余郵券の受入れ

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・10・25	送付嘱託		1000	1500	係
18・10・31	返送(○○法務局からの残余郵券)	500			
"	受 領			2000	係

⑪ 事件簿を備え付けている部又は簡易裁判所における受入れ
(受付をした主任書記官が直接係書記官へ払い出す場合及び後に追納があった場合)

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・10・3	受 領			2000	係
18・10・13	訴状副本等		1050	950	係
18・10・30	予 納	4000			
"	受 領			4950	係

※ 担当係の主任書記官を経由して係書記官へ払い出す場合や簡易裁判所に訟廷事務室がある場合は、記載例①のとおり。

⑫ 管理職員（主任書記官等）が1人しかいない庁（簡易裁判所等）の場合の記載例

〔上記⑥の場合（上訴の場合）〕（係書記官が補助者として記載した場合）

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・12・6	上訴により送付		8850	0	係
		主			

〔上記⑦の場合（残額が少額のため保存に付す場合）〕

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・12・6	少額のため付保存		50	0	主
		主			

〔上記⑧の場合（返還不能のため保存に付す場合）〕

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
18・12・6	返還不能により付保存		1500	0	主
		主			

印紙集計シート

担当

平成 年 月分

日付	ちょう用印紙額年表26欄				同27欄	
	150円	500円	その他(円)	合計(円)	執行文付与 (300円)	合計(円)
1				0		0
2				0		0
3				0		0
4				0		0
5				0		0
6				0		0
7				0		0
8				0		0
9				0		0
10				0		0
11				0		0
12				0		0
13				0		0
14				0		0
15				0		0
16				0		0
17				0		0
18				0		0
19				0		0
20				0		0
21				0		0
22				0		0
23				0		0
24				0		0
25				0		0
26				0		0
27				0		0
28				0		0
29				0		0
30				0		0
31				0		0
月合計(円)				0	月合計(円)	0

※1 本シートは、ちょう用印紙額年表の26欄(事件簿等への登載・記録を要しない申立て等)及び27欄(執行文付与の申立て)の集計のため使用するものであり、事件簿に登載するものについては、本シートに計上しない。

※2 収入印紙を消印する際に、記載する。

事件番号 平成 17 年(ワ)第 9999 号 貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

補 正 命 令

頭書の事件（〇〇簡易裁判所平成 17 年(ワ)第 99 号事件の支払督促に対し、債務者の異議申立てにより通常訴訟に移行）について、原告は、本命令送達の日から 14 日以内に下記の事項を補正せよ。

記

- 1 手数料として、収入印紙 6000 円の納付
- 2 送達費用として、郵便切手 6700 円（500 円×10, 100 円×10, 80 円×5, 20 円×10, 10 円×10）の予納
- 3 準備書面 2 通の提出（請求の趣旨、請求の原因、請求を理由付ける事実並びに立証を要する事由ごとに当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載したもの）

平成 17 年 7 月 18 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山 川 三 郎 印

事件番号 平成17年(ワ)第9999号 貸金請求事件

訴 状 却 下 命 令

原 告 鈴 木 花 子
被 告 佐 藤 一 郎

主 文

本件訴状を却下する。

理 由

原告に対し、平成17年7月20日に送達された補正命令により、民事訴訟費用等に関する法律3条2項1号所定の不足収入印紙6000円を同日から14日以内に納付することを命じたが、原告は同期間内に納付しなかった。

よって、民事訴訟法137条2項により主文のとおり命令する。

平成17年8月5日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山 川 三 郎 印

手数料還付の申立て

平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件について、訴え手数料として納付した手数料〇〇〇〇〇円につき、民事訴訟費用等に関する法律9条1項の規定により△△△△円の手数料の還付を求める。

平成〇〇年〇月〇日

申立人（原告） 鈴木花子 印

〇〇地方裁判所 御中

※ 即時抗告権放棄申述

上記申立事件について、手数料還付決定に対する即時抗告権を放棄する。

平成〇〇年〇月〇日

申立人（原告） 鈴木花子 印

〇〇地方裁判所 御中

※ 申立人が即時抗告権を放棄する旨述べた場合に記載させる。

再使用証明付収入印紙交付による手数料還付の申立書

平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件について、平成17年8月1日に納付した手数料につき、民事訴訟費用等に関する法律9条3項1号の規定による手数料の還付を求める。

なお、金銭による還付に代えて還付金額に相当する額※①の収入印紙の再使用をしたいので、一括して※②その旨の証明をされたい。

平成17年8月4日

申立人（原告） 鈴木 花 子 印

〇〇地方裁判所 御中

※① 還付金額中の一部分（例えば3500円中の1500円分）にも再使用証明を請求できる。その場合は、「還付金額中1500円分」とすればよい。

② 数枚の収入印紙のそれぞれの収入印紙ごとに個別的に再使用証明を請求することもできる。その場合は、「個別に」とすればよい。

収入印紙再使用申出書	
手数料を納付した事件の 事件番号	平成 年 () 第 号
納付した印紙の総金額	金 円
民事訴訟費用等に関する法律第9条 第1項 第2項 第3項 第5項 の規定により手数料の還付 を受ける場合は、金銭による還付に代えて、上記の印紙のうちから 還付金額に相当する額 還付金額中 円分 の印紙を再使用したいので、 一括して 個別に その旨を証明してください。 平成 年 月 日 申 出 人 住 所 氏 名 印 〇〇地方裁判所 御中	

平成 17 年 (ワ) 第 9999 号 貸金請求事件

決 定

申立人（原告） 鈴木花子

民事訴訟費用等に関する法律 9 条 1 項による手数料還付の申立てがあったので、
申立てを理由ありと認め、次のとおり決定する。

主 文

申立人に対し、6000 円を還付する。

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

参考例 2 - 9

0209 手数料還付決定（訴状却下や取下げ等の場合：民訴費法 9 Ⅲ各号）.jtd

平成 17 年(ワ)第 9999 号 貸金請求事件

決 定

申立人（原告） 鈴木 花 子

民事訴訟費用等に関する法律 9 条 3 項 1 号による手数料還付の申立てがあったので、申立てを理由ありと認め、次のとおり決定する。

主 文

申立人に対し、6000 円を還付する。

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成 1 7 年 (ワ) 第 9 9 9 9 号 貸金請求事件

決 定

申立人（原告） 鈴 木 花 子

民事訴訟費用等に関する法律 9 条 3 項 1 号による手数料還付の申立て及び収入印紙を再使用したい旨の申出があったので、申立て等を理由ありと認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 申立人に対し、6 0 0 0 円を還付する。
- 2 申立人に対し、金銭による還付に代えて、裁判所書記官の再使用証明を付して上記金額の収入印紙を交付する。

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

再 使 用 証 明 書	
還付すべき手数料を納付した事件の事件番号	平成 年 () 号
申 立 人 住 所 氏 名	
収 入 印 紙 ち よ う 付 欄	
再使用できる印紙の金額	円
上記の印紙は、平成 年 月 日から1年以内に限り、上記の金額について、当裁判所における他の申立ての手数料の納付に使用できることを証明する。 平成 年 月 日 〇〇地方裁判所 裁判所書記官 印	

手 数 料 還 付 請 求 書

1 △, △△△円

ただし、御庁平成〇〇年第(㊦)第〇〇号事件につき、平成〇〇年〇月〇〇日付け
還付決定に基づく金員

添付書類

還付決定正本 1 通

平成 1 7 年 8 月 4 日

東京都文京区白山〇丁目〇〇番〇号

請求者 鈴 木 花 子 印

〇〇地方裁判所 御中

前同日前記金員を領収しました。

領収者 鈴 木 花 子 印

〇〇地方裁判所 御中

訴訟救助付与申立書

住所 東京都千代田区隼町〇丁目〇番〇号

申立人（原告） 鈴 木 花 子

住所 東京都中央区中央〇丁目〇番〇号

相手方（被告） 佐 藤 一 郎

上記当事者間の〇〇地方裁判所平成17年(ワ)第9999号損害賠償請求事件について、申立人は貧困のため訴訟費用の支払により生活に著しい支障を生じ、かつ、勝訴の見込みがないとはいえないので、訴訟上の救助を付与されるよう申し立てます。

第1 訴訟関係

別紙訴状写し記載のとおり

第2 疎明方法

1 申立人の資力について

疎甲第1号証 生活保護の証明書 1通

疎甲第2号証 源泉徴収票 1通

疎甲第3号証 陳述書 1通

2 勝訴の見込みについて

別紙訴状写し記載のとおり

平成17年8月4日

申立人 鈴 木 花 子 印

〇〇地方裁判所 御中

平成 1 7 年 (㉜) 第 9 9 号

決 定

申立人 (原告) 鈴 木 花 子

相手方 (被告) 佐 藤 一 郎

本件訴訟上の救助申立事件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

当庁平成 1 7 年 (㉜) 第 9 9 9 9 号損害賠償請求事件につき、申立人 (原告) に対し、訴え提起手数料 1 万 8 0 0 0 円について訴訟上の救助を付与する。

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成 1 7 年 (㉞) 第 9 9 号

(本案：平成 1 7 年 (㉞) 第 9 9 9 9 号損害賠償請求事件)

決 定

申立人 (原告) 鈴 木 花 子

相手方 (被告) 佐 藤 一 郎

本件訴訟上の救助申立事件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

本件申立ての要旨は、申立人は訴訟費用の支払により生活に著しい支障を生ずるので、訴訟上の救助を求めるというものであるが、申立人提出の疎明資料からは未だ救助の事由を認めることはできないので、主文のとおり決定する。

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成 17 年 (7) 第 9999 号

訴訟進行に関する照会書

〇〇地方裁判所民事第〇部

本件の円滑な進行を図るため、下記の照会事項に御回答の上、早急に当部に提出されるようご協力ください（ファクシミリも可）。

なお、御回答いただいた書面は、本件の訴訟記録につづり込むこととなります。

(照会事項)

- 1 特別送達による訴状送達の可能性
☐ ある ☐ ない ☐ 不明
☐ 常時不在のため困難
- 2 公示送達になる可能性
☐ ある ☐ ない ☐ 不明
- 3 被告の欠席の見込み
☐ ある ☐ ない ☐ 不明
- 4 被告との事前交渉
☐ ある ☐ ない
- 5 被告が争う可能性
☐ ある ☐ ない ☐ 不明
- 6 関連事件
☐ ある

☐ ない
〔裁判所 事件番号 平成 年 () 第 号〕

- 7 和解について
☐ 希望する ☐ 希望しない
☐ 場合によっては希望する
☐ 現時点では未定である
- 8 その他、裁判の進行に関する希望等、参考になることがあれば自由に記入してください。

[]

平成 年 月 日

回答者
電話番号
FAX

— —
— —

事件番号 平成 年(㉿)第 号

原 告

被 告

平成 年 月 日

口頭弁論期日呼出状・答弁書催告書

殿

〇〇地方裁判所民事第 部 係

裁判所書記官

TEL 00-0000-0000 内線 0000

FAX 00-0000-0000

原告 から訴状が提出されました。

期日は平成 年 月 日午 時 分と定められましたので、
同期日に当裁判所民事第 号法廷（ 階）に出頭してください。

なお、訴状を送達しますので、平成 年 月 日までに答弁書
を提出してください。

（出頭の際には、この呼出状を法廷で示してください。）

期日の簡易呼出表

		事 件 番 号	平成 年 () 第 号	
期日の種別	☐ 口頭弁論 (☐ 判決言渡) ☐ 準備的口頭弁論 ☐ 弁論準備手続 ☐ 証拠調べ ☐ 和解 ☐		期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
被 呼 出 者	☐ 原告 ☐ 被告 ☐	呼 出 方 法	☐ 封書 ☐ ☐ 電話 ☐ ファクシミリ	
あ て 所	☐ 訴状記載の住所 ☐ 送達場所届出書記載の場所 ☐ 上申書 (. . . 付け) 記載の住所 ☐			
呼出手続をした日		平成 年 月 日	裁判所書記官印	
期日の種別	☐ 口頭弁論 (☐ 判決言渡) ☐ 準備的口頭弁論 ☐ 弁論準備手続 ☐ 証拠調べ ☐ 和解 ☐		期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
被 呼 出 者	☐ 原告 ☐ 被告 ☐	呼 出 方 法	☐ 封書 ☐ ☐ 電話 ☐ ファクシミリ	
あ て 所	☐ 訴状記載の住所 ☐ 送達場所届出書記載の場所 ☐ 上申書 (. . . 付け) 記載の住所 ☐			
呼出手続をした日		平成 年 月 日	裁判所書記官印	
期日の種別	☐ 口頭弁論 (☐ 判決言渡) ☐ 準備的口頭弁論 ☐ 弁論準備手続 ☐ 証拠調べ ☐ 和解 ☐		期 日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
被 呼 出 者	☐ 原告 ☐ 被告 ☐	呼 出 方 法	☐ 封書 ☐ ☐ 電話 ☐ ファクシミリ	
あ て 所	☐ 訴状記載の住所 ☐ 送達場所届出書記載の場所 ☐ 上申書 (. . . 付け) 記載の住所 ☐			
呼出手続をした日		平成 年 月 日	裁判所書記官印	

(注) 該当する事項の□にレ付する。

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇請求事件

原 告 〇 〇 〇 〇

被 告 〇 〇 〇 〇

期 日 請 書

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇〇部〇係 御中

原告訴訟代理人弁護士 〇 〇 〇 〇 印

頭書の事件について、口頭弁論期日を平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分
と指定されましたので、同期日に出頭します。

		裁判官 認 印	印
第 1 回 準備的口頭弁論調書			
事 件 の 表 示	平成17年(ワ)第9999号		
期 日	平成17年 8 月 4 日 午後2時30分		
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所民事第〇部法廷で公開		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原 告 鈴 木 花 子 原告代理人 甲 野 太 郎 被告代理人 乙 川 次 郎		
指 定 期 日	平成17年 9 月 1 日 午後3時00分 口頭弁論		
弁 論 の 要 領 等			
裁判所及び当事者双方、次のとおり証拠調べによって証明すべき事実を確認 1 被告が本件事故当時時速何キロのスピードで車を走行していたか。また、被告が、原告の姿を確認したのはどの地点か。 2 原告の休業損害は、本件事故に基づき発生したものか。 証拠関係別紙のとおり 裁判官 準備的口頭弁論終了 裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

		裁判官 認 印	印
第 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（ワ）第9999号		
期 日	平成17年 8 月 4 日 午後2時30分		
場 所 等	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室 (電話会議の方法による)		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 (甲野法律事務所 電話番号00-0000-0000) 被 告 佐 藤 一 郎		
指 定 期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時30分 (電話会議)		
当 事 者 の 陳 述 等			
原 告 準備書面（平成17年8月2日付）陳述 被 告 上記準備書面中，第1項は認め，その余は否認する。 証拠関係別紙のとおり 裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

		裁判官 認 印	印
第 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（ワ）第9999号		
期 日	平成17年 8 月 4 日 午後2時30分		
場 所 等	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室 (テレビ会議の方法による)		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 (甲府地方裁判所) 被 告 佐 藤 一 郎		
指 定 期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時30分 口頭弁論		
当 事 者 の 陳 述 等			
裁判所及び当事者双方 次のとおり証拠調べによって証明すべき事実を確認 1 被告が事故当時何キロのスピードで車を走行していたか。また、被告が、原告の姿を確認したのはどの地点か。 2 原告の休業損害は、本件事故に基づき発生したものか。 証拠関係別紙のとおり 裁判官 弁論準備手続終結 裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

平成17年(ワ)第9999号

- 1 本件を書面による準備手続に付する。
- 2 双方に対し、準備書面の提出期限を平成17年8月18日までと定める。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁 判 官 山 川 三 郎 印

当事者双方に即日電話にて告知済み 印

		裁判官 認 印	印
書面による準備手続調書			
事 件 の 表 示	平成17年(ワ)第9999号		
協 議 の 日 時	平成17年 8 月 4 日 午後2時30分		
場 所	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
通 話 先 等	原告代理人 甲 野 太 郎 (甲野法律事務所 電話番号00-0000-0000) 被告代理人 乙 川 次 郎 (乙川法律事務所 電話番号00-0000-0000)		
指 定 期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時30分 弁論準備		
手 続 の 要 領 等			
電話会議の方法により協議した結果は次のとおり 原 告 売買当時マンションの排水管については何の説明もなかった。その時の状況については、準備書面(平成17年8月2日付)のとおりである。 裁判官 本件を弁論準備手続に付する。 裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

平成17年(ワ)第9999号

本件について、当裁判所は、被告申請の証人佐藤二郎を採用し、平成17年9月8日午後1時30分の口頭弁論期日において尋問する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁 判 官 山 川 三 郎 印

当事者双方に即日電話にて告知済み 印

平成〇〇年(㉿)第〇〇〇〇号

原 告 〇 〇 〇 〇

被 告 〇 〇 〇 〇

平成〇〇年〇月〇日

証 人 呼 出 状

〇 〇 〇 〇 殿

〒000 - 0000

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

〇〇地方裁判所民事第〇〇部〇〇係

電 話 00 - 0000 - 0000 内線

F A X 00 - 0000 - 0000

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 印

あなたは、上記事件について、別紙の事項に関して証人として尋問されることになりましたので、平成 年 月 日午 時 分に当裁判所民事第 号法廷（ 階）にお越しください。

なお、証人として裁判所で証言することは、国民としての大切な義務です。正当な理由がないのに来られないときは、法律上の制裁（訴訟費用の負担、過料、罰金又は拘留）を受けたり、勾引されたりすることがあります。

病気その他のやむを得ない事情で出頭できないときは、前もって診断書その他の出頭できない事情を証明する書面を添えて、その旨届けてください。

- （注） 1 出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。
- 2 出頭の際は、印鑑をお持ちください。
- 3 証人は所定の旅費及び日当を請求することができます。

勾 引 状			指揮印
証 人	氏 名 年 齢 住 居	佐 藤 二 郎 〇〇歳 (〇〇年〇〇月〇〇日生) 大阪府堺市〇町〇-〇	経 由 官 印
原告鈴木花子，被告佐藤一郎間の平成17年(ワ)第9999号損害賠償請求事件について，証人として尋問するため上記の者を勾引する。			
引致すべき年月日時		平成17年 9 月 8 日 午後1時30分	
引 致 す べ き 場 所		〇〇地方裁判所第〇号法廷	
有 効 期 間		平成17年 9 月 8 日まで	
この令状は，上記の期間経過後は，その執行に着手することができない。この場合には，これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成17年 9 月 1 日 〇〇地方裁判所 裁 判 官 山 川 三 郎 印			
執行した年月日時及び場所		平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印			
執行することができなかったときはその事由			
記 名 押 印		平成 年 月 日	
引致された年月日時 (※1)		平成 年 月 日 午 時 分 裁判所書記官	

(証人用)

※1 証人が引致されてきた場合に記載押印する。

平成 17 年(ワ)第 9999 号貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

証人に対する勾引状執行指揮依頼

〇〇地方検察庁検察官 殿

頭書の事件について、

住 所 大阪府堺市〇町〇-〇

氏 名 佐藤二郎

を証人として勾引するため、別添勾引状の執行を指揮されるよう依頼する。

平成 17 年 9 月 1 日

〇 〇 地 方 裁 判 所 民 事 第 〇 部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成17年8月4日

〇 〇 病院長 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

尋問場所の借用について（依頼）

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

上記当事者間の当庁平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件について、下記のとおり証人尋問を行うために、尋問場所等を借用したいので依頼します。

記

1 日 時 平成17年9月15日午後1時30分から午後3時00分まで

2 場 所 大阪府堺市〇町〇番〇号 〇〇病院

3 証 人 佐 藤 二 郎

4 立会者

裁 判 官 山 川 三 郎

裁 判 所 書 記 官 丙 山 太 郎

原告代理人弁護士 甲 野 太 郎

被告代理人弁護士 乙 川 次 郎

5 借用物

尋問場所用1室、着席用いす6脚及び机

※ なお、本件についての連絡は、当職あてにお願いします（電話番号00-000000-0000 内線0000）。

平成 17 年(ワ)第 9999 号貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

嘱 託 書

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

電話番号 00-0000-0000

内線 0000

FAX 番号 00-0000-0000

頭書の事件について、下記の証人に対する別紙事項の尋問を嘱託します。

なお、本件の次回口頭弁論期日は、平成 17 年 9 月 30 日午前 10 時 00 分です。

郵券については、〇〇〇〇円を添付し、証拠調べ費用として金〇〇〇〇円を貴庁に保管替手続中です。

記

証 人

氏 名 佐藤二郎

住 所 大阪府堺市〇町〇-〇

(別紙尋問事項書省略)

事件番号 平成17年(ワ)第9999号

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

鑑 定 嘱 託 書

平成17年8月4日

株式会社 ○○○○ 御中

○○地方裁判所民事第○部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

TEL 00-0000-0000

内 線 0000

FAX 00-0000-0000

上記事件について、民事訴訟法218条により、裁判上必要なため、別紙鑑定事項（※別紙は省略）について鑑定の上、その結果を理由を付して書面で報告してくださるよう嘱託します。

なお、審理の都合上、鑑定書提出までの所要日数（見込み）を折り返しお知らせください。

（返送費用として、郵便切手1000円添付）

平成 17 年(ワ)第 9999 号貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

調 査 嘱 託 書

平成 17 年 8 月 4 日

株式会社〇〇銀行〇支店 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

電話番号 00-0000-0000

内線 0000

FAX 番号 00-0000-0000

頭書の事件について、民事訴訟法 186 条により、別紙記載の事項について調査の上、書面で回答して下さるよう嘱託します。

なお、次回期日は平成 17 年 9 月 7 日ですので、当日の 1 週間前までには到着するようご配慮ください。

（文書の送付費用として、郵便切手 1000 円添付）

（別紙）

調 査 事 項

- 1 被告の貴会社における平成15年10月1日から平成16年8月31日までの
当座預金入出金状況
- 2 小切手番号L073512, L0735528を含む小切手帳を貴会社が被告
に交付した日

以 上

平成 17 年(ワ)第 9999 号貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

送 付 嘱 託 書

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇法務局所属公証人 〇〇〇〇 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

電話番号 00-0000-0000

内線 0000

FAX 番号 00-0000-0000

頭書の事件について、民事訴訟法 226 条により、別紙記載の書類等を送付してください。

なお、次回期日は平成 17 年 9 月 7 日ですので、当日の 1 週間前までには到着するようご配慮ください。

（文書の送付費用として、郵便切手 1000 円添付）

（別紙）

文書の表示

債権者鈴木花子，債務者佐藤一郎間の平成17年(ワ)第50号金銭消費貸借契約
公正証書原本，前記公正証書添付の債権者代理人甲野太郎の委任状，同債務者の印
鑑証明書 各1通

以 上

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇〇〇 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

鑑定人候補者推薦依頼書

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

上記当事者間の当庁平成 1 7 年(ワ)第 9 9 9 9 号損害賠償請求事件について、裁判上必要がありますので、下記事項の鑑定に適当な者 1 名を、平成 1 7 年〇月〇日までに推薦して下さい。

なお、お手数ながら被推薦者については、氏名のほか、年齢、職業、住所、連絡先を併記していただきますようお願いいたします。

おって、御不明の点がございましたら、当庁民事第〇部裁判所書記官丙山太郎（電話番号 0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0 内線 0 0 0 0）までお知らせください。

記

鑑定事項

.....

決 定

原告 鈴 木 花 子

被告 佐 藤 一 郎

上記当事者間の当庁平成17年(ワ)第9999号損害賠償請求事件の平成17年7月28日採用の被告申出の鑑定につき、当裁判所は次のとおり決定する。

1 本件鑑定人として、

東京都千代田区〇町〇番〇号 和 光 研 一

を指定する。

2 上記鑑定人に対し、下記記載の鑑定事項につき鑑定をなし、その結果を平成17年9月8日までに書面をもって報告することを命ずる。

3 上記鑑定人の宣誓は、書面宣誓の方法によって行う。

記

(鑑定事項)

別紙目録記載の家屋の朽廃の内容、程度、補修の可能性、可能な場合の必要経費の額

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

当事者双方代理人に即日電話にて告知済み 裁判所書記官 印

鑑定人に即日書面にて告知済み 裁判所書記官 印

鑑 定 に つ い て の お 願 い

この度は、ご多忙中のところ鑑定をお引き受け下さいまして、
ありがとうございました。

鑑定に当たり、次の点にご留意していただきますようよろしく
お願いします。

1 宣誓書について

鑑定人は、鑑定をするに当たってあらかじめ宣誓をしていただく必要がありますので、同封の宣誓書に署名押印の上、速やかにご返送下さい。

なお、宣誓の上で虚偽の鑑定をすると罰せられることがありますので、ご注意下さい。

2 鑑定書作成の注意

鑑定事項に対してお答えください。

専門用語には、できるだけ平易な言葉や解説を付してください。

鑑定は訴訟中の当事者に示されます。文章表現には、公平さ、公正さについて、ご配慮をお願いいたします。

3 鑑定に使用した資料について

裁判所からお預けした事件書類等は、プライバシー保護等のため他人の目に触れないように注意し、用済み後は当職にご返送下さい。

なお、事務処理上事件書類等の所在を確認するため、定期的に照会することがあります。

4 鑑定書の提出について

鑑定書は、平成17年〇月〇日までにご提出下さい。

ご不明な点がありましたら、当職までお尋ね下さい。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

電話番号 00-0000-0000

(内線0000)

FAX番号 00-0000-0000

平成 年（ ）第 号

宣 誓 書

良心に従って誠実に鑑定すること
を誓います。

鑑定人

印

[illegible]

第5号様式(鑑定人調書)

鑑 定 人 調 書 (この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印
		印
事 件 の 表 示	平成17年(ワ) 第9999号	
期 日	平成17年8月4日 午前10時30分	
氏 名	和 光 研 一	
年 齢	48歳	
住 所	東京都千代田区〇町〇丁目〇番〇号	
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。	
陳 述 の 要 領		
裁判官		
	被告提出の平成17年7月7日付鑑定申出書記載の鑑定事項につき鑑定をなし、その結果を〇月〇日までに書面をもって報告すべき旨命じた。	
鑑定人		
	上記了承する。	
		以 上
(別紙宣誓書省略)		

第5号様式（鑑定人調書）

鑑 定 人 調 書 (この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印 印
事 件 の 表 示	平成17年(ワ) 第9999号	
期 日	平成17年8月4日 午前10時30分	
氏 名	和 光 研 一	
年 齢	48歳	
住 所	東京都千代田区〇町〇丁目〇番〇号	
宣誓その他の状況	裁判官は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。	
陳 述 の 要 領		
鑑定人		
1 平成17年7月28日提出の鑑定書について次のとおり補足する。		
2 本件土地の形状及び面積は・・・・。		
以 上		

		裁判官 認 印	印
検 証 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年(ワ)第9999号		
期 日	平成17年8月4日午後1時30分		
場 所	東京都〇〇区△△町1丁目1番地1		
裁 判 官	〇〇地方裁判所民事第〇部 山 川 三 郎		
裁 判 所 書 記 官	丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 被告代理人 乙 川 次 郎		
手 続 の 要 領 等			
検証見取図〇枚, 写真△△枚及びビデオテープ△本添付			
第1 検証の目的物			
東京都〇〇区△△町〇丁目〇番地〇所在家屋番号〇番建物及び同所△番地所在家屋番地△番建 物			
第2 検証によって明らかにする事項			
上記目的物の状況			
第3 当事者の指示説明			
1 原 告			
.....			
2 被 告			
.....			
第4 検証の結果			
1			
2			

☒ 証人
☐ 鑑定人
☐ 通訳人
☐ 翻訳人
☐ 管財人

☒ 旅費日当
☐ 鑑定料
☐ 通訳料
☐ 報酬
☐

等 支 払 請 求 書

支払決議

○○地方裁判所 民事第○部 御中		請 求 者	住 所 東京都豊島区池袋○丁目○番地 (フリガナ) リ コ ウ ケ ソ イ チ 氏 名 和 光 研 一 印 TEL 00-0000-0000 FAX - -	
平成 17 年 (ワ) 第 9999 号 損害賠償請求 事件につき、 支払を請求します。 平成 17 年 8 月 4 日				
支 給 決 定				
支 給 額 計 4,250 円		平成 17 年 8 月 5 日 係官印		
内 訳	金 額	事 由		
	320 円	旅 費 自 ○ ○ 駅 ~ 至 ○ ○ 駅		
	3,930 円	日 当 1 日分		
	円	宿泊料 泊分		
	円			
口 座 振 込 払	振込先金融機関名		○ ○ 銀行 金 庫 ○ ○ 支 店 組 合	
	口 座 名 義 人 (フリガナ)		和 光 研 一 リ コ ウ ケ ソ イ チ	
	預 金 種 別		普通・当座・貯蓄・通知・別段	
	口 座 番 号		0000-00000	
	振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号	第 号
	提出書進行番号		平成 年度第 号	
窓 口 払	前記の支給額を領収しました。 平成 年 月 日 氏 名 印			
備 考	出 頭 期 日 平成17年 8 月 4 日 ()			

☐ 証人
☒ 鑑定人
☐ 通訳人
☐ 翻訳人
☐ 管財人

☒ 旅費日当
☒ 鑑定料
☐ 通訳料
☐ 報酬
☐

等 支 払 請 求 書

支払決議

〇〇地方裁判所 民事第〇部 御中		請 求 者	住 所 東京都豊島区池袋〇丁目〇番地 氏 名 和 光 研 一 印 TEL 00-0000-0000 FAX - -	
平成 17 年 (ワ) 第 9999 号 損害賠償請求 事件につき、 支払を請求します。 平成 17 年 8 月 4 日				
支 給 決 定				
支 給 額 計 354,250 円		平成 17 年 8 月 5 日 係官印		
内 訳	金 額	事 由		
	320 円	旅 費 自 〇 〇 駅 ~ 至 〇 〇 駅		
	3,930 円	日 当 1 日分		
	円	宿泊料 泊分		
	350,000 円	鑑定料		
口 座 振 込 払	振込先金融機関名	〇 〇 銀行 金 庫 〇 〇 支 店 組 合		
	口 座 名 義 人 (フリガナ)	和 光 研 一 リ コ ウ ケ ソ イ チ		
	預 金 種 別	普通・当座・貯蓄・通知・別段		
	口 座 番 号	0000-00000		
	振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号	第 号
提出書進行番号		平成 年度第 号		
窓口払	前記の支給額を領収しました。 平成 年 月 日 氏 名 印			
備考	出 頭 期 日 平成17年 8 月 4 日 ()			

裁 判 官 印

裁判所書記官 印

訴 訟 終 了 書

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

上記当事者間の平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件は、下記事由により終了した。

記

- 1 被告は、〇〇地方裁判所平成17年(ワ)第〇〇号破産事件において、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分破産手続の開始決定を受けた。
- 2 原告は、本件訴訟の請求債権全額を破産債権として破産裁判所に届け出た。
- 3 上記破産債権は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の債権調査期日において異議なく確定した。
- 4 よって、破産債権者表が確定判決と同一の効力を有するので、本件訴訟は当然に終了した。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

平成 17 年 (ワ) 第 9999 号 貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

送 達 申 請 書

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原告代理人 甲 野 太 郎 印

上記事件について、平成 17 年 8 月 3 日成立した下記正本（□にレ点を付したものの）を当事者双方に対し、送達してください。

記

☒ 第 1 回口頭弁論調書（和解）

☐ 和解調書

☐

事件の表示	平成17年(ワ)第9999号
和解 調停 調書正本送達口頭申請調書	
申請日	平成17年8月4日
申請人	原告 代理人 被告 代理人
送達対象者	当事者双方 利害関係人
裁判所書記官 丙 山 太 郎 印	

平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

平成17年8月4日

和解条項案の提示について

被告 佐藤一郎 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部△係

裁判所書記官(担当) 丙山太郎 印

電話 00-0000-0000(代表)

内線 0000

ファックス 00-0000-0000

上記事件について、民事訴訟法264条による和解条項案を送付します。

あなたが、別紙和解条項案のとおり和解が成立することに同意して、別添の和解条項案受諾書を当裁判所に提出し、さらに、相手方が次回口頭弁論等の期日(平成17年8月18日午前10時00分)に出頭してこの和解条項案を受諾した場合には、あなたが出頭されなくても、その受諾のときに和解が成立したものとみなされることになります。

つきましては、この和解条項案で合意してもよいという場合には、別添の和解条項案受諾書にあなた自身が署名し、印鑑登録された印鑑による押印の上、印鑑登録証明書(1通)を添えて、平成17年8月15日までに当裁判所あてに返送又は送信してください。

別紙の和解条項案では合意できないという場合には、その旨を記載した書面を当裁判所あてに送付又は送信し、上記の次回口頭弁論等の期日に出頭してください。

なお、本手続について不明な点があれば、担当書記官に連絡してください。

(別紙和解条項案及び別添和解条項案受諾書省略)

事件番号 平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

和解条項案受諾書

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

平成17年8月13日

〒〇〇〇-××××

住 所 大阪府堺市〇〇町〇-〇-〇

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-××××

氏 名 佐藤 一 郎 印

私は、頭書の事件について提示された平成17年8月4日付け和解条項案を受諾します。

※ 署名押印は、必ず、あなた自身でしてください。

なお、押印は、印鑑登録印（実印）を用い、その印鑑登録証明書を添付してください。

		裁判長 認 印	印
口 頭 弁 論 第 4 回 (□ 準 備 的)			
事 件 の 表 示	平成17年(ワ)第9999号		
期 日	平成17年8月18日午前10時00分		
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所民事第〇部 法廷で公開		
裁 判 官	山 川 三 郎		
裁 判 所 書 記 官	丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原 告 鈴 木 花 子 (被告受諾書面提出)		
指 定 期 日			
弁 論 の 要 領 等			
当事者間に次のとおり和解成立（民事訴訟法264条）			
第1 当事者の表示			
.....			
第2 請求の表示			
.....			
第3 和解条項			
.....			
裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

平成 17 年 (ワ) 第 9 9 9 9 号貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

平成 17 年 7 月 28 日

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 殿

被告訴訟代理人弁護士 乙 川 次 郎 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

電話 00-0000-0000 (内線0000)

FAX 00-0000-0000

裁判所が定める和解条項の告知書

上記当事者間の標記事件について、当裁判所では、民事訴訟法 265 条の規定に従い、双方当事者からの共同の申立てにより、別紙のとおり和解条項を定めたので、告知します。

この和解条項が当事者双方に告知されることによって和解が成立したものとみなされます。

(別紙和解条項案 省略)

裁判官認印

和解調書

事 件 の 表 示 平成17年(ワ)第9999号

和 解 成 立 日 平成17年8月3日

和解条項の告知日等 原告 平成17年8月1日送達により告知

被告 平成17年8月3日送達により告知

裁 判 官 ○○地方裁判所民事第○部 山 川 三 郎

当事者間に次のとおり和解成立（民事訴訟法 265 条）

第1 当事者の表示

(省略)

第2 請求の表示

(省略)

第3 和解条項

(省略)

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

平成17年(サ)第99号

決 定

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 鈴 木 花 子
原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

東京都△△区××町〇丁目〇番〇号

被 告 佐 藤 一 郎
被告訴訟代理人弁護士 乙 川 次 郎

上記当事者間の当庁平成17年(ハ)第8888号建物明渡等請求事件について、被告から移送の申立てがあったので、当裁判所は、原告の意見を聴いた上で、次のとおり決定する。

主 文

本件を〇〇地方裁判所へ移送する。

理 由

本件被告を原告、本件原告を被告とする〇〇地方裁判所平成17年(ワ)第9999号土地建物所有権確認請求事件が同裁判所において係属審理中であるが、被告は、同事件と本件請求とは攻撃防御の方法が同一であるから、本件を同裁判所に移送されたい旨を申し立てたので、当裁判所は、上記申立てを相当と認め、民事訴訟法第18条により主文のとおり決定する。

平成17年8月4日

〇〇簡易裁判所

裁 判 官 白 山 花 子 印

決 定

東京都△△区△△町○丁目○番○号

原 告 鈴 木 花 子

原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

大阪市○○区○○町○丁目○番○号

被 告 佐 藤 一 郎

被告訴訟代理人弁護士 乙 川 次 郎

上記当事者間の当庁平成17年(ワ)第9999号建物明渡等請求事件について、当裁判所は、当事者双方の意見を聴いた上、職権で次のとおり決定する。

主 文

本件を○○地方裁判所へ移送する。

理 由

本件は、（中略）であって、その証拠方法の大部分は大阪市○○区内に存在するので、当裁判所は、民事訴訟法17条により主文のとおり決定する。

平成17年8月4日

○○地方裁判所民事第○部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成17年(ワ)第9999号

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

本件を〇〇地方裁判所に回付する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所〇〇支部

裁判官 乙 林 良 子 印

平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

仮 既 済 認 定 書

頭書事件について、本事件が中断となった平成14年7月28日から受継の手続がないまま3年が経過したので、本事件を仮既済と認定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

郵 券 受 領 表 (作成例)

[illegible]

〇〇地方裁判所民事第〇部			(第1審)	記録冊数	1冊	総丁数	149丁
分類名	文書の標目等		初丁数等			備考	
第1分類	調書群		1丁				
	判決書		31丁				
	訴状(控訴状, 上告状)		41丁				
	反訴状		丁				
第2分類	目録	書証	70丁				
		証人等	75丁				
	書証群		77丁			枝番92の2, 3	
	証拠調べ調書群		101丁				
第3分類	委任状(原告)		118丁				
	委任状(被告)		119丁				
	(上記掲記のほか, 上訴関係書類12丁あり)						

平成 17 年(ワ)第 99 号(基本事件平成 17 年(ワ)第 9999 号貸金請求事件)

記 録 送 付 書

頭書の事件について、下記により、本件記録を送付します。

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丁 野 正 印

東京高等裁判所民事訟廷事件係裁判所書記官 殿

記

- 1 支払督促に対する異議申立
- 2 抗告の申立て
- ③ 控訴の提起
- 4 移送決定
- 5

予納郵便切手 8400 円

管理換

訟廷管理官 印

[illegible]

送 達 年 月 日	平成17年7月19日 (原 告) 平成17年7月20日 (被 告)
事件完結 の年月日	平成17年8月4日
事件完結 事 由	確 定
裁 判 所 書記官印	印

債務名義の事件番号 平成17年(ワ)第9999号

執 行 文

債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

平成17年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

債 権 者 〔 原 告 〕	鈴 木 花 子	
債 務 者 〔 被 告 〕	佐 藤 一 郎	
債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲		
付 与 の 事 由		
ア 事実の到来を証する文書を提出（民執法27Ⅰ） イ 承継等が明白（民執法27Ⅱ） ウ 承継等を証する文書を提出（民執法27Ⅱ） エ 特別の事情等を証する文書を提出（民執法27Ⅲ） オ 付与を命ずる判決 （該当する符号を右の欄に記載する。）		
再 度 付 与	通	

注 該当する事項がない場合には、斜線を引く。

債務名義の事件番号 平成17年（ワ）第9999号

執行文	
債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。	
平成17年 8 月 4 日	
〇〇地方裁判所民事第〇部	
裁判所書記官 丙 山 太 郎 印	
債権者 〔原告〕	鈴木花子
債務者 〔被告〕	佐藤一郎
債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲	
付与の事由	
ア 事実の到来を証する文書を提出（民執法27Ⅰ） イ 承継等が明白（民執法27Ⅱ） ウ 承継等を証する文書を提出（民執法27Ⅱ） エ 特別の事情等を証する文書を提出（民執法27Ⅲ） オ 付与を命ずる判決 （該当する符号を右の欄に記載する。）	ア
再度付与	通

注 該当する事項がない場合には、斜線を引く。

債務名義の事件番号 平成17年（ワ）第9999号

執 行 文

債権者らは、債務者 に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

平成17年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

債 権 者 〔原告鈴木花子の承継人〕	東京都△△区△△1丁目1番1号 鈴 木 太 郎 東京都△△区△△1丁目1番1号 鈴 木 次 郎
債 務 者 〔 被 告 〕	佐 藤 一 郎
債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲	
条項2項につき 債権者鈴木太郎は2分の1の額 債権者鈴木次郎は2分の1の額	
付 与 の 事 由	
ア 事実の到来を証する文書を提出（民執法27Ⅰ） イ 承継等が明白（民執法27Ⅱ） ウ 承継等を証する文書を提出（民執法27Ⅱ） エ 特別の事情等を証する文書を提出（民執法27Ⅲ） オ 付与を命ずる判決 （該当する符号を右の欄に記載する。）	ウ
再 度 付 与	2 度 目 2 通

注 該当する事項がない場合には、斜線を引く。

〔原本付記様式（A）〕

平成	年	月	日
執行文	通付与		
裁判所書記官	印		

債務名義表示の債権者及び債務者がそれぞれ1名で，表示されている給付請求権全部に付与する場合に，この様式による。

〔原本付記様式（B）〕

平成	年	月	日	下記執行文
	通付与	裁判所書記官	印	
債権者				
債務者				
付与の範囲				

上記様式（A）によることができない場合にはこの様式による。

〔原本付記様式（C）〕

執行文付与
末尾のとおり

裁判所書記官の押印は，末尾部分にする。

本件執行文の付与を拒絶する。

(債権者が証明すべき文書を提出しないため)

平成 17 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙山太郎 印

平成 1 7 年(㍿)第 9 9 号訴訟費用額確定処分申立事件

申立人（原告） 鈴 木 花 子

相手方（被告） 佐 藤 一 郎

催 告 書

被 告 佐 藤 一 郎 殿

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

上記当事者間の平成 1 7 年 (㍿) 第 9 9 9 9 号貸金請求事件について、申立人（原告）から、訴訟費用額確定処分の申立てがされました。

ついては、この催告書到達の日から 1 4 日以内に、次の書面を提出してください。

- 1 原告提出の費用計算書（本書に添付又は原告から直送済み）記載の種目及び金額についての認否とその理由を記載した書面並びにそれを根拠づける資料
- 2 原告にも一部負担がある場合、被告支出の計算書及びそれを根拠づける資料

平成 1 7 年(㉔)第 9 9 号訴訟費用額確定処分申立事件

(本案：平成 1 7 年(㉔)第 9 9 9 9 号貸金請求事件)

訴 訟 費 用 額 確 定 処 分

住 所 東京都千代田区〇町〇番〇号

申 立 人 (原 告) 鈴 木 花 子

訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

相 手 方 (被 告) 佐 藤 一 郎

申立人から、当庁が平成 1 7 年 6 月 8 日言い渡した判決についての訴訟費用額確定処分の申立てがあったので、別紙計算書（※別紙計算書は省略）に基づき、次のとおり定める。

主 文

相手方は、申立人に対し、1 2 万 6 5 8 0 円を支払え。

平成 1 7 年 8 月 4 日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

更 正 処 分

住 所 東京都千代田区〇町〇番〇号

申 立 人 （ 原 告 ） 鈴 木 花 子

訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

住 所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

相 手 方 （ 被 告 ） 佐 藤 一 郎

上記当事者間の平成17年(㉜)第99号訴訟費用額確定処分申立事件（本案：平成17年(㉝)第9999号貸金請求事件）について、平成17年8月4日行った訴訟費用額確定処分に明白な誤りがあったので、申立てにより、次のとおり処分する。

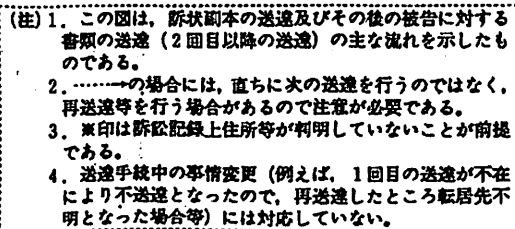
主 文

訴訟費用額確定処分中「12万6580円」とあるのを「11万6580円」と、更正する。

平成17年8月11日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印



書留郵便物受領証（裁判所控）

（特別送達用）

※ 1		※ 2		※ 3					
事 件 番 号	受 送 達 者 の 氏 名	備 考	送 達 済	不 送 達	引 受 番 号			郵便料	摘 要
1 19 (ワ) 9999	隼 一郎		☒	☐	114	22	15	1050	
2 19 (ワ) 10000	丙田 三郎		☐	☒	114	22	16	1100	
()			.						
()			.						
~~~~~									
9 ( )			.						
10 ( )			.						
(差出人) 〇〇地方裁判所民事第〇部								引 受 局 日 付 印	

※ 1 法人の場合は、法人名を記載し、代表者まで記載しなくてもよい。

※ 2 送達報告書が戻ってきた場合は、忘れずにこの欄にチェックする。

※ 3 郵便物が送達できず、還付された場合に、この欄にチェックする。

平成 年 (ワ) 第 号		
被告 に対し公示送達をする。 平成 年 月 日 ○○ 地方裁判所 民事第 部 裁判所書記官		
公示送達報告書 (受送達者 上記処分書のとおり)		
掲示年月日	送 達 書 類	裁判所書記官記名・印
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 頭弁論期日呼出状 <input type="checkbox"/> 答弁書催告書 <input type="checkbox"/> 訴状副本 <input type="checkbox"/> 証拠提出書副本 <input type="checkbox"/> 甲 号証 から 号証 写し <input type="checkbox"/>	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 頭弁論期日呼出状 <input type="checkbox"/> 証拠提出書副本 <input type="checkbox"/> 甲 号証 から 号証 写し <input type="checkbox"/>	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 頭弁論期日呼出状 <input type="checkbox"/>	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 頭弁論期日呼出状 <input type="checkbox"/>	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 頭弁論期日呼出状 <input type="checkbox"/>	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/>	

(注) 該当する事項の□にレを付する。



郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送 年月日	平成19年10月12日
事件 番号	平成19年(ワ)第9999号		
送 達 書 類	書類の名称	訴状副本 平成19年11月7日午前10時00分 口頭弁論期日呼出状・答弁書催告状 甲第1号証写し	
	差出人	所在地	郵便番号000-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
	名称	〇〇地方裁判所民事第〇部〇係	
	受送達者 本人氏名	隼 一郎	
受領者の押印 又は署名			
送達場所			
送達年月日時		平成    年    月    日    時	
送 達 方 法	1	受送達者本人に渡した。	
	2	受送達者本人に出会わなかったため、書類の受領について相当のわきま があると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業員 イ 同居者 (氏名: )	
	3	次の者が正当な理由なく受取りを拒んだため、その場に差し置いた。 ア 受送達者本人 イ 使用人・従業員 ウ 同居者 (氏名: )	
	4	営業所に出向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる次の者に渡した。 ア 使用人・従業員 イ 同居者 (氏名: )	
上記のとおり送達しました。平成 年 月 日 (所属) 配達担当者 ア 郵便事業(株) 支店 (印) イ 郵便局 郵便局			
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が適正に記載されていることを確認しました。 平成 年 月 日 (所属) 郵便認証司 ア 郵便事業(株) 支店 (印) イ 郵便局 郵便局			差出人記入欄 
注 1 受領者が押印又は署名をすることができないときは、「受領者の押印又は署名」欄にその旨を記入すること。   2 「送達場所」欄は、市町村名から住居番号等まで詳細明確に記入すること。ただし、営業所の窓口において交付したときは、「窓口」とのみ記入すること。   3 「送達年月日時」欄の年月日時のいずれかの数字が1桁のときは、枠内に右詰めで記入すること。また、時刻は24時間制で記入すること。   4 「送達方法」欄は、次により記入すること。 (1) 「1」、「2」、「3」及び「4」の欄については、該当する数字ひとつを「○」で囲む。 (2) 「2」、「3」又は「4」を「○」で囲んだ場合は、さらに該当するものを「○」で囲み、その氏名を記入する。ただし、受送達者本人であるときは、その氏名を記入しない。   5 配達担当者及び郵便認証司の「所属」欄は該当するものを「○」で囲み、その名称を記入すること。			

郵便送達報告書 (就業場所用)		発送 年月日	平成19年10月19日
事件 番号	平成19年(ワ)第9999号		
送 達 書 類	書類の名称	訴状副本 平成19年11月7日午前10時00分 口頭弁論期日呼出状・答弁書催告状 甲第1号証写し	
	差出人	所在地	郵便番号000-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
	名称	〇〇地方裁判所民事第〇部〇係	
	受送達者 本人氏名	隼 一郎	
受領者の押印 又は署名			
送達場所		郵便番号	
送達年月日時		平成 年 月 日 時	
送 達 方 法	1	受送達者本人に渡した。	
	2	受送達者本人に出会わなかったため、書類の受領について相当のわきま があると認められ、かつ、受取りを拒まなかった次の者に渡した。 ア 使用者等 イ 使用者等の使用人・従業者 ウ 使用者等の法定代理人 (氏名: )	
	3	受送達者本人が正当な理由なく受取りを拒んだため、その場に差し置いた。	
	4	営業所に出向いた書類の受領について相当のわきまがあると認められる 次の者に渡した。 ア 受送達者本人の使用人・従業者 イ 受送達者本人の同居者 (氏名: )	
上記のとおり送達しました。 平成 年 月 日 (所属) 配達担当者 ア 郵便事業㈱ 支店 (印) イ 郵便局㈱ 郵便局			
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する 事項が適正に記載されていることを確認しました。 平成 年 月 日 (所属) 郵便認証司 ア 郵便事業㈱ 支店 (印) イ 郵便局㈱ 郵便局			差出人記入欄 
注 1 受領者が押印又は署名をすることができないときは、「受領者の押印又は署名」欄にその旨を記入すること。 2 「送達場所」欄は、市町村名から住居番号等まで詳細明確に記入すること。ただし、営業所の窓口にお 意 いて交付したときは、「窓口」とのみ記入すること。 3 「送達年月日時」欄の年月日時のいずれかの数字が1桁のときは、枠内に右詰めで記入すること。また、 時刻は24時間制で記入すること。 4 「送達方法」欄は、次により記入すること。 (1) 「1」、「2」、「3」及び「4」の欄については、該当する数字ひとつを「○」で囲む。 (2) 「2」又は「4」を「○」で囲んだ場合は、さらに該当するものを「○」で囲み、その氏名を記入する。 5 配達担当者及び郵便認証司の「所属」欄に該当するものを「○」で囲み、その名称を記入すること。			

送 達 報 告 書		事 件 番 号		平成 18 年 (ワ) 第 306 号		
送 達 書 類  ただし、右番号に ○を付したもの	1	平成 年 月 日 午前・後 時 分 口頭弁論期日呼出状				
	2	訴状 (訴状に代わる準備書面) 副本及び答弁書催告書				
	3	書証写し (甲・乙・ 号証 ~ 号証 )				
	4	答弁書副本				
	5	反訴状副本				
	6	平成 年 月 日 付け証拠申出書副本				
	7	平成 年 月 日 付け証拠説明書副本				
	8	平成 年 月 日 付け準備書面副本				
	9	平成 年 月 日 付け準備書面 (訴え変更) 副本				
	10	判決正本				
	11	第 回口頭弁論調査 (判決・和解) 正本				
	12	和解調書正本				
	13	第 回弁論準備手続調書 (和解) 正本				
	14	取下書副本				
	15	決定正本				
	16					
	受 送 達 者	<input checked="" type="checkbox"/> 原告	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人	甲 山 三 郎		
<input type="checkbox"/> 被告		<input type="checkbox"/> 代表者				
あて先とした場所 (書留郵便に付する送達の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 訴状記載の住所					
	<input type="checkbox"/> 年 月 日 付け上申書記載の住所					
送 達 方 法  ただし、右番号に ○を付したもの	①	平成 18 年 5 月 9 日 午 前 後 3 時 30 分				
	交付送達	当庁において交付した。				
		書類受領者 甲 山 三 郎				
		甲 山 三 郎 弁 護 士				
	2	平成 年 月 日 午 前 後 時 分				
	書留郵便に付する送達	東京高等裁判所内郵便局の書留郵便に付した。				
		書留郵便受領証は、別冊書留郵便受領証つづりにつづる。				
		<input type="checkbox"/> 受送達者所在不明のため民訴規則 44 条の通知せず。				
	3	平成 年 月 日				
	公示送達 (書類)	裁判所書記官が、上記書類を保管し受送達者に交付する旨、当庁掲示場に掲示した。				
	送達効力発生年月日		平成 年 月 日			
4	平成 年 月 日					
公示送達 (呼出状)	上記呼出状を当庁掲示場に掲示した。					
	送達効力発生年月日		平成 年 月 日			
上記のとおり送達した。						
平成 18 年 5 月 9 日						
〇〇地方裁判所民事第 〇〇部						
裁判所書記官 白 山 太 郎 印						

(注) 該当する事項の□にレを付する。

民訴規則 44 条 の通知	方 法	封書・はがき・ファクシミリ	裁判所 書記官 印
	相手方	受送達者	
	年月日	前同日	

平成19年11月25日

〇〇〇〇 殿

〇〇地方裁判所民事第〇〇部

裁判所書記官 白山太郎 印

TEL 00-0000-0000 内線〇〇〇〇

郵便送達報告書の補正依頼書（送達報告書添付）

1 郵便物の表示

受送達者の住所氏名 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇-〇〇

乙 川 次 郎

発 送 年 月 日 平成19年11月22日

引 受 番 号 103-48-13512-3

送 達 書 類 訴状副本，平成19年12月5日午前10時00分口頭  
弁論期日呼出状・答弁書催告状，甲第1号証写し

2 補正を求める事項（□にレを付したもの）

☐ 受領者の押印又は署名の漏れ

☐ 受領者と受送達者の関係が不明

☐ 送達年月日時の誤記又は記載漏れ

☒ 送達場所の記載漏れ

☐ 報告書作成年月日の誤記又は記載漏れ

☐ 作成者の署名又は押印の漏れ

☐ 作成者の所属する郵便局名又は支店名の記載漏れ

（発送時の宛先

）

☐ その他

（

）

事件番号 平成17年(ワ)第9999号 貸金請求事件

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

## 通 知 書

平成17年8月4日

被告 佐藤一郎 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係

電 話 00(0000)0000 (内線) 0000

F A X 00(0000)0000

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

あなたに対し、下記のとおり書類を送達しましたので、通知します。

### 記

書 類 の 名 称 訴状副本、平成17年8月25日午後1時10分口頭弁論期日呼出  
状兼答弁書催告書、甲1号証～5号証各写し

書類受領者の氏名 白 山 一 夫

送 達 年 月 日 時 平成17年8月2日午後2時

送 達 場 所 千代田区神田駿河台〇丁目〇番〇号  
株式会社〇〇銀行〇〇支店

平成17年(ワ)第9999号

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

通 知 書

平成17年8月4日

佐 藤 一 郎 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部〇係

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

TEL 00-0000-0000

内 線 0000

FAX 00-0000-0000

頭書の事件について、下記書類を本日、あなたに宛てて書留郵便で送付しましたので通知します。

仮に、あなたがこの書類を受領されない場合でも、民事訴訟法107条3項により、本日あなたに対して下記書類が送達されたものとみなされ、手続が進行しますので、必ずお受け取りください。

記

- 書類の名称
- 1 平成17年8月25日午後1時10分口頭弁論期日呼出状兼答弁書催告書
  - 2 訴状副本
  - 3 書証写し(甲第1号証～甲第5号証)

平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

## 嘱 託 書

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

電話番号 00-0000-0000

内線0000

FAX 番号 00-0000-0000

頭書の事件について、下記1の証人に対して、民事訴訟法204条に基づく尋問  
が下記2の尋問予定期日に行われるように、嘱託します。

### 記

#### 1 証 人

氏 名 佐藤二郎

住 所 大阪府堺市〇町〇-〇

#### 2 尋問予定期日

平成17年9月8日午後1時30分から同3時まで

平成17年（ワ）第9999号

当事者双方の意見を聴いた上で、以下のとおり決定する。

- 1 専門委員を争点又は証拠の整理等の手続に関与させる。
- 2 本件の専門委員として、専門一郎を指定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部  
裁 判 官 山 川 三 郎 印

当事者双方に即日電話にて告知済み 印



平成17年（ワ）第9999号

当事者双方の意見を聴いた上で、以下のとおり決定する。

- 1 専門委員を証拠調べ手続に関与させる。
- 2 本件の専門委員として、専門一郎を指定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部  
裁 判 官 山 川 三 郎 印

当事者双方に即日電話にて告知済み 印

平成17年（ワ）第9999号

当事者双方の同意を得た上で、以下のとおり決定する。

- 1 専門委員を和解手続に関与させる。
- 2 本件の専門委員として、専門一郎を指定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山 川 三 郎 印

当事者双方に即日電話にて告知済み 印

		裁判官 認 印	印
第 3 回 弁 論 準 備 手 続 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（ワ）第9999号		
期 日	平成17年 8 月 4 日 午前11時30分		
場 所 等	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室 ( <input type="checkbox"/> 電話会議の方法による)		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 被告代理人 乙 川 次 郎		
指 定 期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時00分 平成17年10月19日 午後1時30分		
当 事 者 の 陳 述 等			
裁判官 本件審理計画を別紙のとおり定める。 裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

(別紙)

審 理 計 画

1 争点及び証拠の整理を行う期間

平成17年11月まで

2 証人及び当事者本人の尋問を行う期間

平成17年11月から同年12月まで

3 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

(1) 口頭弁論の終結

平成18年2月

(2) 判決の言渡し

平成18年4月

以 上

		裁判官 認 印	印
第 3 回 弁 論 準 備 手 続 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（ワ）第9999号		
期 日	平成17年 8 月 4 日 午前11時30分		
場 所 等	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室 ( <input type="checkbox"/> 電話会議の方法による)		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 被告代理人 乙 川 次 郎		
指 定 期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時00分 平成17年10月19日 午後1時30分		
当 事 者 の 陳 述 等			
裁判官   本件審理計画を別紙のとおり定める。   裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

(別紙)

審 理 計 画

- 1 争点及び証拠の整理を行う期間  
平成17年11月まで
- 2 上記のうち、責任論についての主張及び書証の提出を行う期間  
平成17年9月2日まで
- 3 証人及び当事者本人の尋問を行う期間  
平成17年11月から同年12月まで
- 4 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期
  - (1) 口頭弁論の終結  
平成18年2月
  - (2) 判決の言渡し  
平成18年4月

以 上

		裁判官 認 印	印
第 3 回 弁 論 準 備 手 続 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（ワ）第9999号		
期 日	平成17年 8 月 4 日 午前11時30分		
場 所 等	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室 (□電話会議の方法による)		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 被告代理人 乙 川 次 郎		
指 定 期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時00分 和解 平成17年10月19日 午後1時30分 和解		
当 事 者 の 陳 述 等			
裁判官   本件審理計画を別紙のとおり定める。   裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

(別紙)

審 理 計 画

1 現時点での本件争点は次のとおりである。

① 本件手術の危険性について，原告に対し術前に十分な説明  
がなされていたか。

② 本件手術において，被告に過失があったか。

2 和解勧試の期間

平成17年10月まで

以 上



		裁判官 認 印	印
第 4 回 弁 論 準 備 手 続 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（ワ）第9999号		
期 日	平成17年 9 月 8 日 午後3時00分		
場 所 等	〇〇地方裁判所民事第〇部準備手続室 ( <input type="checkbox"/> 電話会議の方法による)		
裁 判 官 裁判所書記官	山 川 三 郎 丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	原告代理人 甲 野 太 郎 被告代理人 乙 川 次 郎		
指 定 期 日	平成17年11月2日午後1時30分		
当 事 者 の 陳 述 等			
原 告   準備書面（平成17年9月8日付）陳述   裁判官   1 先に指定した平成17年10月19日午後1時30分の口頭弁論期日を取り消す。   2 先に定めた本件審理計画を別紙のとおり変更する。   証拠関係別紙のとおり   裁判所書記官 丙 山 太 郎 印			

(別紙)

審 理 計 画

1 争点及び証拠の整理を行う期間

平成18年1月まで

2 証人及び当事者本人の尋問を行う期間

平成18年2月から同年3月まで

3 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

(1) 口頭弁論の終結

平成18年4月上旬

(2) 判決の言渡し

平成18年5月

以 上

平成17年（ワ）第9999号

原告 鈴木花子

被告 甲野太郎

## 決 定

当事者双方と協議の上、本件審理計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 審 理 計 画

- 1 争点及び証拠の整理を行う期間

平成17年11月まで

- 2 証人及び当事者本人の尋問を行う期間

平成17年11月から同年12月まで

- 3 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

- (1) 口頭弁論の終結

平成18年2月

- (2) 判決の言渡し

平成18年4月

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成17年（モ）第99号（本案平成17年（ワ）第9999号貸金請求事件）

申請人（原告） 鈴木花子

被申請人（被告） 佐藤一郎

## 特別代理人推薦依頼書

〇〇弁護士会会長 殿

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 白山花子 印

頭書事件の被告について特別代理人を選任する必要がありますので、貴会所属の弁護士を一名御推薦下さるよう、訴状写し、返送用封筒及び郵券80円分を添えて依頼致します。

本件に関する連絡先

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙山太郎

電話番号 00-0000-0000

内線0000

平成17年（モ）第99号（本案平成17年（ワ）第9999号貸金請求事件）

## 特別代理人選任命令

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

申請人 鈴木花子

東京都豊島区池袋〇丁目〇番〇号

被申請人 佐藤一郎

上記当事者間の平成17年（モ）第99号特別代理人選任命令申立事件について、  
申請人の申請を相当と認め、次のとおり命令する。

### 主 文

東京都新宿区新宿〇丁目〇番地〇〇法律事務所 和 光 研 一  
を原告鈴木花子，被告佐藤一郎間の〇〇地方裁判所平成17年（ワ）第9999号  
貸金請求事件の被告佐藤一郎の特別代理人に選任する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 白 山 花 子 印

平成17年(ワ)第9999号

原告 鈴木花子

被告 佐藤一郎

決 定

上記事件につき、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件の通訳人（〇〇語）として〇〇〇〇（東京都〇〇区〇〇町1-1-1）を指定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山 川 三 郎 印

双方代理人に対し即日電話にて告知済み 印

☐ 証人  
☐ 鑑定人  
☒ 通訳人  
☐ 翻訳人  
☐ 管財人

☒ 旅費日当  
☐ 鑑定料  
☒ 通訳料  
☐ 報酬  
☐

## 等 支 払 請 求 書

支払決議

〇〇地方裁判所 民事第〇部 御中		請 求 者	住 所 東京都文京区△△〇-〇-〇 ハクサンイチロウ (フリガナ) 氏 名 白 山 一 郎 印 TEL 00-0000-0000 FAX - -	
平成17年(ワ)第 9999 号 貸 金 請 求 事件につき、支払を請求します。 平成 17 年 8 月 4 日				
支 給 決 定				
支 給 額 計 16,450 円		平成 17 年 8 月 5 日 係官印		
内 訳	金 額	事 由		
	520 円	旅 費 自 〇〇 駅 ~ 至 〇〇 駅		
	3,930 円	日 当 1 日分		
	円	宿泊料 泊分		
	12,000 円	通訳料		
口 座 振 込 払	振込先金融機関名	〇〇 銀行 金庫 〇〇 支店 組合		
	口座名義人 (フリガナ)	白 山 一 郎 ハクサンイチロウ		
	預金種別	(普通)・当座・貯蓄・通知・別段		
	口座番号	0000-00000		
	振込年月日	平成 年 月 日	小切手番号	第 号
提出書進行番号		平成 年度第 号		
窓口払	前記の支給額を領収しました。 平成 年 月 日 氏 名 印			
備考	出 頭 期 日 平成17年 8 月 4 日 ( )			

平成17年(ワ)第9999号

- 1 本件を〇〇簡易裁判所の民事一般調停に付する。
- 2 前記調停事件の終了まで本件訴訟手続を中止する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部  
裁判官 山 川 三 郎 印

当事者双方に即日電話にて告知済み 印



平成17年(ㄊ)第99号

申立人(担保提供者) 鈴木花子

被申立人(担保権利者) 佐藤一郎

## 催 告 書

被申立人 佐藤一郎 殿

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

当庁平成17年(ヨ)第999号債権仮差押命令申立事件について、担保提供者から、訴訟の完結したことを理由に担保取消決定の申立てがありました。

あなたが上記事件の執行により損害を受けた場合には、この催告書到達の日から14日以内に、担保権利者として、訴え提起等の裁判手続により権利を行使(損害賠償請求)することを催告します。この期間内に権利の行使をしない場合には、民事訴訟法79条3項の規定により、担保取消しについて同意があったものとみなされます。

なお、権利の行使をしたときは、上記期間の満了の日から5日以内に、その手続をとったことの証明書(訴状等の写しを添付したもの)を添えて、その旨を当裁判所に申し出てください。その申出がないときは、権利を行使しなかったものとして処理いたします。

平成17年(㏽)第99号

## 担保取消決定

申立人 鈴木花子

被申立人 佐藤一郎

当庁平成17年(ヨ)第999号債権仮差押命令申立事件において、申立人が平成17年4月4日〇〇法務局に100万円を供託して立てた担保（供託番号平成17年度金〇〇号）は、担保の事由が消滅した（又は「担保権利者の同意がある」、「担保権利者の同意があるとみなした」）ので、これを取り消す。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山川三郎 印

(注) 担保が支払保証委託契約による場合は、「株式会社〇〇銀行（〇〇支店）との間で平成17年4月4日100万円を限度とする支払保証委託契約を締結する方法によって立てた担保は・・・」となる。

(別紙様式第1)

(表)

保管金受払票(甲)			提出者 氏 名	原告代理人 甲 野 太 郎
原 符 番 号	金 額	係書記 官 印	主任書 記官印	備 考
① 101 第 10 号	200,000 ^円	印	印	16 - 238
① 101 第 103 号	10,000	印	印	17 - 351
④ 101 第 238 号	4,500	印	印	受入通知書進行番号 17 - 499

受 入 年月日 払出通知	摘 要	受 入 高	払 出 高	残 高	係書記 官 印	主任書 記官印
① 17・3・1	受 入	200,000 ^円	^円	200,000 ^円	印	
② 17・5・9	鑑定人〇〇に対し、鑑定料支払		180,000	20,000	印	印
① 17・7・5	受 入	10,000		30,000	印	
③ 17・7・7	〇〇地方裁判所に保管替		10,000	20,000	印	印
④ 17・9・12	〇〇地方裁判所より保管替	4,500		24,500	印	印
⑤ 17・10・3	〇〇に対し証人旅費・日当支払		4,500	20,000	印	印
⑥ 17・11・4	提出者に還付		20,000	0	印	印
・						
・						
・						

保管金受払票(甲)

- ① 保管金の納付を受けた場合  
※ 保管票検索の便のため、備考欄に保管金提出書の進行番号を記載する取扱いもある。
- ② 鑑定人に鑑定料を支払った場合
- ③ 他庁への保管替えの場合
- ④ 嘱託庁から保管金が保管替えされた場合  
※ 保管票検索の便のため、備考欄に保管金受入通知書の進行番号を記載する取扱いもある。
- ⑤ 証人に旅費・日当を支払った場合
- ⑥ 提出者に保管金残額を返還した場合

保 管 票				受入年月日	平成 17 年 ○ 月 ○ 日	取扱主 任官印	印
提出書 進行番号	平成 17 年度第 ○○○号			提出者氏名	弁護士 甲 野 太 郎		
事件番号 (被告人)	平成 17 年(ワ)第9999号			提出金額	<span>百</span><span>十</span><span>億</span><span>千</span><span>百</span><span>十</span><span>万</span><span>千</span><span>百</span><span>十</span><span>円</span>     <span>¥</span><span>○</span><span>○</span><span>○</span><span>○</span>		
種 目	民事予納金			備 考	不 請 求		
払出通知 年 月 日	期満失効 起算年月日	主任書 記官印	係書記 官 印	摘 要		取扱主 任官印	支 払 高 円
① 17・8・5	17・8・6	印	印	証人 和光研一に支払		印	4,340 500
② 17・8・18	17・8・19	印	印	鑑定人和光研一に支払		印	350,000 0
③ 17・8・18	17・8・19	印	印	提出者に還付		印	500 0
④ 17・8・11		印	印	臨検旅費歳入組入れ		印	30,000 0
⑤ 17・8・15		印	印	○○地裁に保管替え		印	3,500 0
⑥ 17・8・23		印	印	○○地裁から保管替え		印	5,000 5,000

①：証人旅費日当等の支給の払出し通知の記載例 ②：鑑定料等の支給の払出し通知の記載例

③：残額を提出者に還付するための払出し通知の記載例

④：所在尋問に伴う国庫歳入組入通知の記載例（期満失効起算年月日の記入は不要）

⑤，⑥：囑託尋問，送達囑託に伴う保管替え通知の記載例（期満失効起算年月日の記入は不要）

(表)

(原 符)

事件番号 (被告人)	平成 17 年 (エ) 第 99 号	係書記官氏名	丙 山 太 郎
金 額	15,000 円	提出者氏名	甲 野 太 郎
(印) 受入通知書 提出書交付年月日	平成 17 年 8 月 4 日	種 目	民事予納金
受 入 年 月 日	平成 年 月 日	(印) 受入通知書 提出書進行番号	平成 年度第 号
原 符 番 号	101 第 238 号		

-----切 -----取 -----線 ----- (印) -----

- ◎ 注意 1 ※の箇所は、提出者が記入してください。  
 2 提出者は、この書面 (提出書) に保管金を添え、会計係 (歳入歳出外現金出納  
 官吏) に提出し、又は送付してください。  
 3 保管金を提出した場合には、必ず保管金受領証書を受け取ってください。

原符番号	101 第 238 号		〇〇地方裁判所		支部																						
保管金提出書 (兼 還 付 請 求 書)			進行番号	平成 年度 第 号																							
主任書記官 印	(印)	係書記官 印	民事第 60 部イ係	受入年月日	平成 年 月 日																						
事件番号 (被告人)	平成 17 年 (エ) 第 99 号		種 目	民 事 予 納 金																							
金 額	<table border="1"> <tr> <td>百</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>					百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円						¥	1	5	0	0	0
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																	
					¥	1	5	0	0	0																	
〇〇地方裁判所から保管替																											
受入通知 書作成 (印) 提出年月日	平成 17 年 8 月 4 日	※ 提出者	住所 東京都豊島区池袋〇丁目〇番地 氏名 甲 野 太 郎 電話 00-(0000)-0000																								
※ 還付金 の振込 先 等	振込先 金 融 機 関 名 口座番号	銀行 金庫 支店	預金種別	普通, 当座, 通知, 別段																							
			口座名義人の 住 所 氏 名 (フリガナ)																								
振込年月日	平成 年 月 日																										
小切手番号																											

◎ 注意 指定口座への振込みに支障を生じた場合には、至急その旨を届け出てください。

主任書 記官印	印
------------	---

歳入組入通知書

〇〇地方裁判所歳入徴収官 殿

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

次の保管金は、歳入に組み入れるべきものにつき、通知します。

提出書 進行番号	平成17年度 第100号	種 目	民事予納金
事件番号 (被告人)	平成17年(ワ)第9999号	提出者 氏 名	弁護士 甲野太郎
金額	71,748 円	事由	平成17年7月20日裁判官及び書記官各1名〇〇地方裁判所へ臨検
内       訳	金 額	摘 要	
	54,200 円	鉄道賃 自〇〇駅至△△駅 片道〇〇 km 往復分×2	
	17,400	宿泊料 1泊分×2	
	148	路程賃〇 km × 2 往復分	

仮 出 票			主 任 書 記 官 印		印
仮 出 年 月 日	平成 17 年 8 月 4 日	係 書 記 官	丙 山 太 郎 印  民事第○部○係	受 領 印	
				印	
原 簿 進 行 番 号	平成 17 年度第 100 号				
事 件 番 号	平成 17 年(ワ)第 9999 号				
品 目 等	公証人○○作成の平成17年第○号公正証書及び添付委任状, 同印鑑証明書 各1通				
仮 出 事 由	証拠調べのため ※ 仮出しをすべき事由を具体的に記載する。				
返 還 予 定 年 月 日	平成 17 年 8 月 5 日				
返 還 年 月 日	平成 17 年 8 月 5 日	保管物 主任官 受領印	印		
備 考	受 領 者 丁 野 和 子 印  ※ 受領者が事務官の場合は, 備考欄に氏名を記載し, 係書記官の認印を受ける。 この場合の「受領印」欄の受領印は, 仮出事務を補助する事務官の印鑑による。				

平成 17 年

裁判官 認 印	主任書 記官印	印	印				
事 件 番 号		平成 17 年 (7) 第 9999 号		平成 年 ( ) 第 号		平成 年 ( ) 第 号	
保 管 番 号		第 1 号		第 号		第 号	
原 簿 進 行 番 号		第 200 号		第 号		第 号	
品 目 等		レントゲンフ ィルム (〇〇 市民病院, 患 者名〇〇〇 〇)		20 枚			
交 付 送 付	月 日	8・4		・		・	
	事 由	鑑定のため鑑定人 に交付					
	交 付 先	鑑定人〇〇〇〇					
	受 領 印	印					
返 還 年 月 日		17・11・7		・		・	
備 考							

仮出民事保管物送付簿



平成 17 年

保 管 番 号		第 50 号	
受 入 年 月 日		17. 1. 13	
事 件 番 号		平成 17 年(ワ)第 9999 号	
主任書記 官 印	係 書 記 官 印	印	印
提 出 者		〇〇市民病院 病院長〇〇〇〇	
品 目 等		鈴木花子に係るレントゲンフィルム	30 枚
受 領 年 月 日	保管物主 任 官 印	17. 1. 13	印
原 簿 進 行 番 号		第 100 号	
返 還	事 由 発 生 年 月 日	17. 8. 4	
	事 由	事件終局	
	年 月 日	17. 8. 6	
	結 果	書留郵便により提出者に返還	
	主 任 係 書 官 記 記 官 印 印	印	印
備 考			

受領票		主任書記官印	印
受領年月日	平成 17 年 8 月 4 日	係書記官印	印
原簿進行番号	平成 17 年度第 200 号		
事件番号	平成 17 年(ワ)第 9999 号		
品目等	レントゲンフィルム (〇〇市民病院, 患者名 ; 〇〇〇〇) 20枚		
事由	事件終局      ※ 返還事由を具体的に記載する。		
備考			





○ 国 庫 立 替   計 算 票   支払猶予費用       平成17年(ワ)第9999号   受救助者 鈴木花子						
年 月 日	立 替 事 項 猶 予	係書記 官 印	主任書 記官印	立 替 事項(円) 猶 予	係印	
17. 8. 4	判決正本送達費用	印	印	1,050		
取 立 決 定	年 月 日		確 定			
	負 担 者	債権額(円)	通 知	年 月 日		
				係書記 官 印	主任書 記官印	通知書 受領印

(注)1 係印欄は、立替金については、請求書を送付の際、会計係が押印し、猶予費用については事件係が押印する。

2 「立替・猶予事項」及び「立替・猶予事項(円)」の箇所は、いずれかに○を付す。

事務局	所長	局長	会計課長	係長	係	立替済確認

国庫立替請求書

〇〇地方裁判所物品管理官 殿

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

主任	印
書記官	

下記のとおり国庫より立替えを求めます。

1 立替えを求める金額	金 4,980円
2 立替金の内容	証人巢鴨和子への証人旅費等
3 事件の表示	平成17年(ワ)第9999号貸金請求事件
4 立替えを必要とする事由	原告訴訟救助
5 添付書類の有無	無
6 その他参考事項	

(注) 立替金の内容欄は、郵便切手、証人旅費等と記載する。

訴訟救助事件は初回の請求の際に決定書の謄本を添付する。

領収済欄は郵便切手を受領の際に書記官が押印するものと

し、その他必要のないときは欄に斜線を引くこと。

領収済	
-----	--

※ 郵便切手の場合に国庫立替請求書を使用するかどうかは、各庁の取扱いによる。

事務局	所長	局長	会計課長	係長	係	立替済確認

## 国庫立替請求書

〇〇地方裁判所物品管理官 殿

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

主任	
書記官	印

下記のとおり国庫より立替えを求めます。

1 立替えを求める金額	金 1,050円
2 立替金の内容	被告佐藤一郎への判決正本送達用郵便切手
3 事件の表示	平成17年（ワ）第9999号貸金請求事件
4 立替えを必要とする事由	不足分につき原告が追加納付せず
5 添付書類の有無	無
6 その他参考事項	送達先 〇〇市△△町1-3 佐藤一郎

(注) 立替金の内容欄は、郵便切手、証人旅費等と記載する。

訴訟救助事件は初回の請求の際に決定書の謄本を添付する。

領収済欄は郵便切手を受領の際に書記官が押印するものと

し、その他必要のないときは欄に斜線を引くこと。

※ 郵便切手の場合に国庫立替請求書を使用するかどうかは、各庁の取扱いによる。

領収済	印
-----	---

## 別紙様式第3（その2）

発 年	生 度	平成	年度
番	号		

調	査	確	認	歳	入	徴	収	官	印
平	成	年	月	日					

債権種類	歳入科目	債権発生 変更 通知書 (債権管理簿) 平成17年8月18日 〇〇地方裁判所歳入徴収官 殿 次のとおり通知します。 官職氏名 〇〇地方裁判所民事第〇部裁判所書記官 丙山太郎 印
------	------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[illegible]



事件番号 平成17年(ワ)第9999号 貸金請求事件

決 定

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 鈴 木 花 子

東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 佐 藤 一 郎

上記当事者間の上記事件について、当裁判所は、原告に対し平成17年7月12日訴訟上の救助を付与したが、原告において訴訟費用を支払う資力を有するに至ったことが判明したので、職権により次のとおり決定する。

主 文

- 1 原告に対する訴訟上の救助を取り消す。
- 2 原告に対し、猶予した訴え提起手数料8万6000円の支払を命じる。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

事件番号 平成17年(ワ)第9999号 貸金請求事件

決 定

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 鈴 木 花 子

東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 佐 藤 一 郎

上記事件について、当裁判所は、原告に対し平成17年1月13日訴訟上の救助を付与したが、平成17年8月4日被告に対し訴訟費用の負担を命ずる裁判をし、同年8月19日この裁判は確定したので、次のとおり決定する。

主 文

被告に対し、原告に支払を猶予した訴え提起手数料12,500円を国庫に支払うことを命ずる。

平成17年8月23日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判官 山 川 三 郎 印

事件番号 平成17年(ワ)第9999号 貸金請求事件

決 定

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 鈴 木 花 子

東京都世田谷区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 佐 藤 一 郎

上記当事者間の上記事件について、当裁判所は、原告に対し、平成17年5月9日訴訟上の救助を付与したが、請求棄却判決が同年7月12日言い渡され、同年8月3日に確定したので、次のとおり決定する。

主 文

原告に対し、訴え提起手数料8万6000円を国庫に支払うことを命ずる。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

## 証拠保全決定

東京都〇〇区××町〇丁目〇番地

申 立 人 鈴 木 花 子

同代理人弁護士 甲 野 太 郎

東京都△△市〇〇町〇丁目〇番地

相 手 方 医療法人〇〇会

同代表者理事長 白 山 太 郎

上記当事者間の当庁平成17年（モ）第99号証拠保全申立事件について、当裁判所は、申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

### 主 文

- 1 東京都△△市〇〇町〇丁目〇番地所在〇〇病院において、相手方の保管にかかる平成16年3月1日から平成17年2月20日までの申立人の被相続人鈴木花夫（昭和〇〇年〇月〇日生）に関する診療録（カルテ）、看護記録及びレントゲン写真について検証する。
- 2 上記検証期日を平成17年8月25日午後1時30分と指定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官 山 川 三 郎 印

## 証拠保全却下決定

東京都〇〇区××町〇丁目〇番地

申 立 人      鈴 木 花 子

同代理人弁護士      甲 野 太 郎

東京都△△市〇〇町〇丁目〇番地

相 手 方      財団法人〇〇会

同代表者理事      白 山 太 郎

上記当事者間の当庁平成17年（モ）第99号証拠保全申立事件について、当裁判所は、次のとおり決定する。

主              文

本件申立てを却下する。

理              由

本件申立ては、証拠保全の事由につきその疎明がないので、当裁判所は、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成17年8月4日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁 判 官      山   川   三   郎   印

		裁判官 認 印	印
検 証 調 書			
事 件 の 表 示	平成17年（モ）第99号		
期 日	平成17年8月25日午後1時30分		
場 所	東京都△△市〇〇町〇丁目〇番地 （医療法人〇〇会 〇〇病院）		
裁 判 官	〇〇地方裁判所民事第〇部 山 川 三 郎		
裁 判 所 書 記 官	丙 山 太 郎		
出頭した当事者等	申立人代理人 甲 野 太 郎 相手方立会人 千 石 和 代 (医療法人〇〇会 〇〇病院事務長)		
手 続 の 要 領 等			
複写紙〇〇枚及び写真△△枚添付			
第1 検証の目的物			
相手方保管にかかる鈴木花夫（昭和〇〇年〇月〇日生）の平成16年3月1日から平成17年2月20日までの診療にかかる診療録（カルテ），看護記録及びレントゲン写真			
第2 検証によって証明する事実			
上記各文書及び物の内容，形状			
第3 検証実施時の立会人			
相手方立会人の説明によれば，相手方代表者白山太郎は業務多忙のため，本検証に立ち会うことはできないが，証拠保全決定のことは了承しているとのことで，同立会人の立会いの下に相手方会議室において本検証を実施した。			
第4 相手方（立会人）の指示説明			
本件証拠保全決定で検証の目的物となっている各文書中，当病院が所持するのは，次のとおりである。			
1 . . . . .			



平成17年（少コ）第999号

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

## 通常移行決定

本件につき、民事訴訟法373条3項○号により、通常の手続で審理及び裁判をする。

平成17年8月4日

〇〇簡易裁判所

裁 判 官 山 川 三 郎 印

平成17年8月4日当事者双方に対し、決定内容を普通郵便にて通知済み

裁判所書記官 印



平成17年（少コ）第999号

通 知 書

原 告 鈴 木 花 子

被 告 佐 藤 一 郎

☒ 原告 鈴木花子 殿

☐ 被告 佐藤一郎 殿

平成17年8月4日

〇〇簡易裁判所民事第〇室〇係

裁判所書記官 丙 山 太 郎 印

本件訴訟は、平成17年8月4日

☒ 被告の申述により

☐ 民事訴訟法373条3項〇号により

通常訴訟手続に移行しました。